

台湾情報誌

交流

2010年12月 vol.837

財団法人 交流協会
Interchange Association, Japan

2010年第3四半期の国民所得及び経済見通し



交流

2010年12月
vol. 837

目次

CONTENTS

2010年第3四半期の国民所得及び経済見通し	1
2010年第3四半期国際収支を発表	10
日本と比較した台湾のタイムリー・ディスクロージャー（下）	12
（井上浩）	
招聘者報告	
日本のリサイクルから学ぶ	18
（朱興華）	
台北の歴史を歩く その5	
萬華 台北発祥の地を歩く～その1	20
（片倉佳史）	
速報：直轄市長選挙は国民党が現有3議席死守も、 民進党は得票率、得票数で上回る	29
（石原忠浩）	
台湾知的財産権質問箱（Q&A）	37
（松本征二）	
【台湾海峡をめぐる動向】	
経済貿易関係の緊密化を進める台湾と中国	41
（門間理良）	
コラム：日台交流の現場から	
戦争と平和記念公園	50
編集後記	52

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、(財)交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、(財)交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

●● 交流協会について ●●

財団法人交流協会は、1972年（昭和47年）、日本と台湾との間の、実務レベルでの交流関係を維持するため、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入域、滞在、子女教育及び日台間の学術・文化交流等につき、各種の便宜を図ること、我が国と台湾との貿易、経済、技術交流等の諸関係を円滑に遂行することを目的として、外務省・通商産業省（当時）の認可を受け設立されました。よって、財団法人ではありますが、外交関係の無い日台間において準公的性格を有する機関であり、台北・高雄事務所は、それぞれ大使館、総領事館と同じような役割を果たしております。

2010年第3四半期の国民所得及び経済見通し

I 概要

行政院主計処は、11月18日、国民所得統計評価審査委員会を開催し、2008年第1四半期から2010年第2四半期までの国民所得統計の修正、2010年第3四半期の国民所得統計（速報値）、2010年第4四半期及び2011年の経済見通し等の審議を行い、結果を発表した。概要は、以下のとおり。

(1) 最新の統計資料に基づき、2009年の経済成長率を▲1.93%（修正前▲1.91%）、2010年第1四半期及び第2四半期の経済成長率（yoy）をそれぞれ+13.59%（修正前+13.71%）、+12.86%（修正前+12.53%）に修正。

(2) 2010年第3四半期の経済成長率（速報値）は+9.80%となり、8月時点の予測値（+6.90%）を2.90ポイント上回った。季節調整後の対前期比（saqr）は+0.02%、年率換算値（saar）は+0.09%。

2010年第4四半期の経済成長率（yoy）は+4.70%、2010年通年は+9.98%、消費者物価（CPI）は+0.98%となる見込み。

(3) 2011年の経済成長率は+4.51%、CPIは+1.85%、GNPは14兆4,596億台湾元

（4,721億米ドル）、一人当たりのGNPは2万0,332米ドルの見通し。

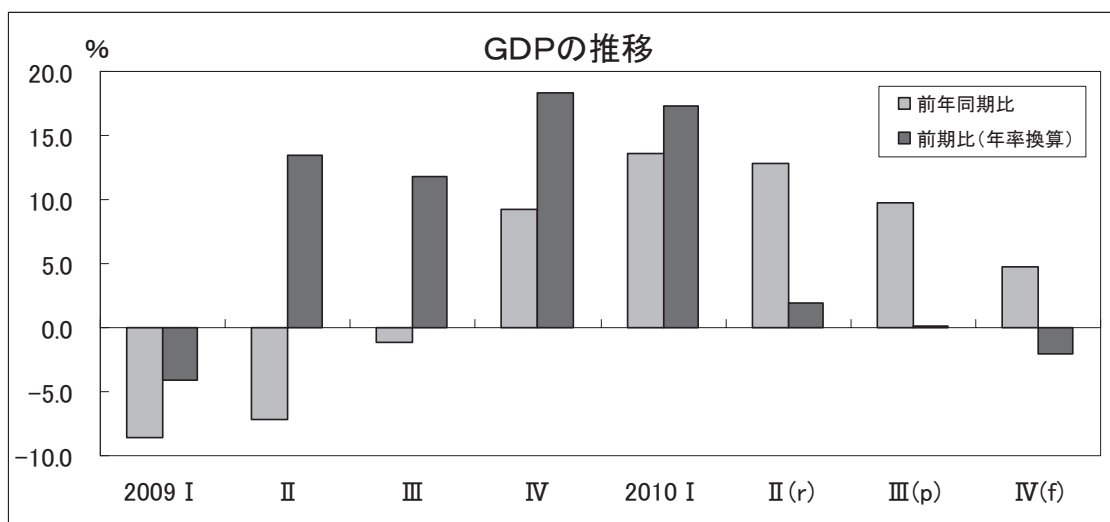
II 国民所得統計及び予測

1. 2008年及び2009年経済成長率の修正

(1) 行政院主計処では、毎年、直近2年の国民所得統計を修正している。今年については、家庭収支調査結果、農業統計年報、經濟部工場校正調査及び工業生産統計、営利事業所得税の決算申告資料、上場（店頭）会社の財務諸表等の関連資料に基づいて、2008年及び2009年の四半期毎の統計の修正を実施した。

(2) 修正後の数値をみると、2008年の経済成長率は+0.73%（修正前と変わらず）、GDPは12兆6,202億元（修正前より784億元の下方修正、修正率0.62%）、一人当たりのGDPは1万7,399米ドルとなった。

2009年の経済成長率は▲1.93%（修正前より0.02ポイント下方修正）、GDPは12兆4,772億元（修正前より355億元下方修正、修正率0.28%）、一人当たりのGDPは1万6,353米ドルとなった。



2. 2010年第3四半期の経済成長率(yoy)の速報値は+9.80%。第1四半期及び第2四半期の経済成長率をそれぞれ+13.59%、+12.86%に修正。

(1) 2010年第3四半期の経済成長率(yoy)の速報値は+9.80%と、金融危機発生以降4四半期連続のプラス成長となり、8月時点の予測値(+6.90%)を2.90ポイント上回った。

これは、主に民間投資拡大テンポが予想を上回り、経済成長率への寄与度も予想より2.33ポイント上回ったことによるものである。季節調整後の対前期比(saqr)は+0.02%、年率換算(saar)では+0.09%と金融危機発生以降、6四半期連続のプラスとなった。

① 外需面では、輸出は、中国大陸等の新興国の力強い経済成長が継続している影響により、2010年第3四半期の世界経済の成長率は8月予測の+3.8%から+4.1%に0.3ポイント上方修正されたことに加えて、消費性電子商品の需要が旺盛であることや比較となる昨年水準が低かったことから、台湾元ベースで+23.85%となった。また、サービス貿易では、三角貿易による純収入の増加や、大陸観光客の増加による旅行収入の増加等の関連効果により、商品輸出にサービス輸出を加え物価要因を控除した商品・サービス輸出全体の実質成長率は+20.10%となった。

輸入は、輸出が好調であること、半導体メーカーでの大規模な投資から派生する輸入需要に加えて、国際原材料価格が上昇傾向にあることから、台湾元ベースで+28.17%となった。これに、サービス輸入を加えて物価要因を控除した商品・サービス輸入全体では+22.80%となった。

輸出と輸入を相殺した外需の経済成長率に対する寄与度は+1.42ポイントとなった。

② 内需面では、経済状況が好転したことに伴い賃金水準が引き上げられ、民間の消費意欲も旺盛となってきており、2010年第3四半期の各主要消費関連指標は引き続き好

調な数字が発表されている。具体的には、小売業及び飲食レストラン業の営業額はそれぞれ前年同期比+7.93%、+10.79%となったほか、自動車販売市場の購買意欲も強さを維持しており自家用小型乗用車の新規登録台数は+10.95%となっている。また、出国者数も+18.60%となっており、上場・店頭登録市場の株式取引高が前年同期比▲2.49%とやや消費動向を抑制する要因となったものの、第3四半期の実質民間消費の成長率は+4.48%となった。

民間投資では、景気が引き続き回復していることから製造業で設備稼働率を高水準のまま維持していることに加え、一部の海外の半導体メーカーがOEM生産を拡大させているや台湾メーカーへの発注を実施していることから、台湾のハイテクメーカーは積極的に設備の拡充や製造過程の効率化を実施している。こうしたことから、資本設備輸入は台湾元ベースで+59.37%となったほか、台湾の製造業メーカーの投資財生産も同+28.71%となっており、これらに、建築工事・運輸工具投資を加えた実質民間投資は全体で+37.28%となった。

公共支出では、政府消費は+0.35%、政府固定投資は一部の工事が豪雨や環境アセスメント等の影響で執行が遅れたため▲5.69%となった。公営企業投資は、台湾電力と台湾鉄道の一部の工事で執行率が予想より下回ったことから▲0.46%となった。

上記の内需項目に在庫変動を合計した内需全体の経済成長率に対する寄与度は+8.38ポイントとなった。

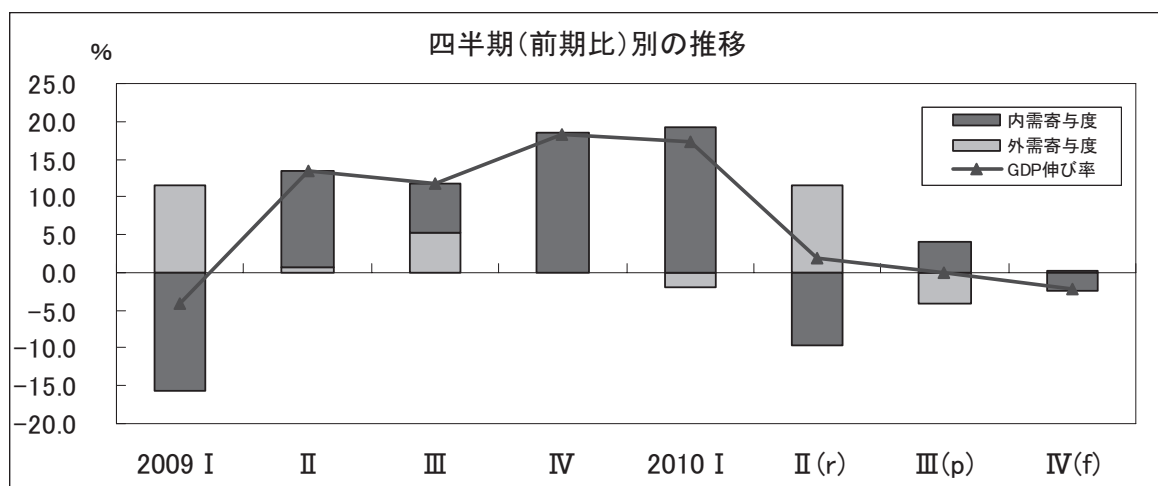
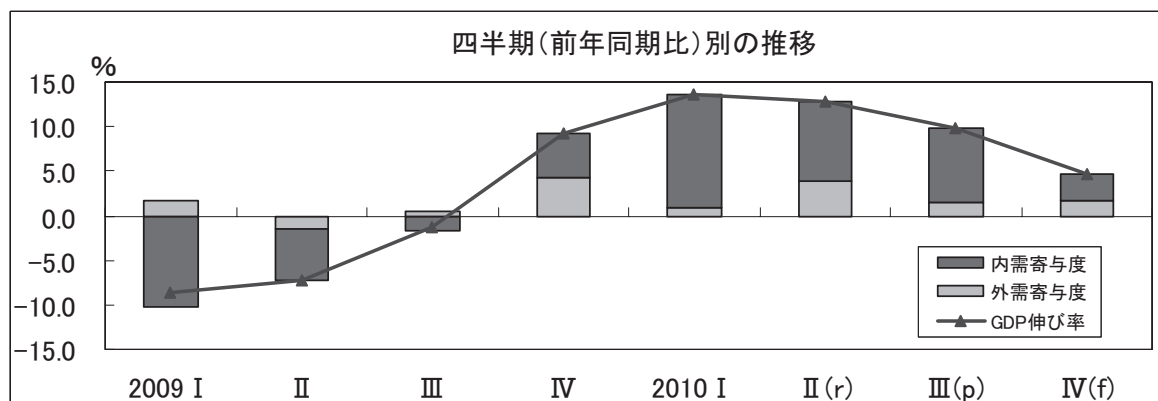
③ 生産面では、農業生産は+4.78%、工業生産は+19.44%となった。工業生産のうち、製造業では、世界経済の回復及びハイテク製品での新商品の発売により電子関連製品及び部品に対する需要が増加したため、製造業生産指数は+20.06%となった。これに、製造業における三角貿易による純収入(+4.97%)を加えた製造業全体の伸び率は+20.88%となり、経済成長率への寄与度は+6.01ポイントとなった。

サービス業では、対外貿易が活況であることや民間消費が好転したことから、卸売業及び小売業の営業額はそれぞれ+7.30%、+7.93%となり、卸小売業全体での成長率は+4.44%、経済成長率への寄与度は+0.76ポイントとなった。

金融業では、銀行業が、利息の純収入が+14.40%となったことや手数料収入が1割以上の増加となったことから、実質成長率は+11.25%となった。証券・先物業は、上場（店頭）株式取引額が▲2.49%となったものの、内外ファンドの新規投資額が+12.55%となったことから、実質成長率は+6.75%となった。これらに、保険業を加

えた金融・保険業全体の実質成長率は+8.78%、経済成長率への寄与度は+0.58ポイントとなった。

(2) 2010年第1四半期及び第2四半期の経済成長率について各種の主要経済指標に基づき修正を行った結果、2010年第1四半期の成長率は+13.59%（修正前+13.71%より0.12ポイントの下方修正）、第2四半期の成長率は+12.86%（修正前+12.53%より0.33ポイントの上方修正）となった結果、2010年上半期の経済成長率は+13.21%、1～3四半期の累計の経済成長率は+12.00%となった。



3. 2010年第4四半期及び2011年の見通し

(1) 国際経済情勢

① 世界経済はここ何期かの力強い回復を経て、2010年第3四半期以降、次第に安定的な回復となる見通しであるが、こうした状況のなか、欧米、日本など先進国の経済成長力が、中国、インド等の新興経済国の成長力より弱いものであることが顕著となってきている。主要経済国の経済成長のテンポが同一でないことに加え、世界的な為替・貿易の不均衡の深刻さが世界経済の順調な回復の妨げになっている。先進国は、景気回復が弱まっていくなか、失業率の改善の遅れや財政状況の悪化により、景気刺激措置の出口戦略と成長力維持との間で均衡を探っている。特に、米国では、経済状況が芳しくない中、11月初めに第2次金融緩和(QE 2)政策を打ち出し、資金コストを低下させることで国内経済を刺激しようとしている。新興国経済では高成長が続いているものの、インフレや資産バブル、為替レートの上昇が経済の安定的な成長に悪影響を与える懸念がある。こうした中、中国大陸では、最近、金利と預金準備率の引き上げを実施し、資金が余剰となっている影響を緩衝しようとする動きが出ている。先進国と新興国経済の経済成長テンポが異なっていることは、それぞれが直面する経済的な課題及びそれに対する政策が大きく異なっていることを意味している。

② 世界的な経済予測機関である Global Insight の11月の最新の経済予測による

と、2010年の世界の経済成長率は+4.0%と8月時点の予測より0.3ポイントの上方修正となっている。また、2011年の経済成長率は、8月時点の予測(+3.4%)から+3.3%に下方修正された。主要経済国をみると、2010年ではシンガポール(+14.5%)と中国(+10.1%)の成長が最も顕著であるが、2011年の両国の成長率はそれぞれ+4.2%、+8.8%と緩やかになる見通しである。また、韓国では2010年の成長率が+6.1%(2011年が+3.3%)、香港では+6.6%(2011年が+4.7%)と見込まれている。米国は、QE 2(量的緩和第2段)政策を打ち出したものの、構造的な失業問題の深刻さが労働市場の回復速度を緩め、経済全体の回復力を弱めていることから、2010年の経済成長率は+2.7%、2011年は+2.3%との見通しとなっている。日本は、円高が輸出に悪影響を与えるため、経済成長率が2010年は+3.5%の見込みであるが、2011年は+0.7%に低下する見通しである。EUでは、為替レートの上昇が輸出に影響を与えるほか、ソブリン債務問題が経済の回復テンポに影響を与える重要な変数となることから、2010年の成長率は+1.8%、2011年は+1.6%との見通しとなっている。

(2) 2010年第4四半期の経済成長率は+4.70%、通年では+9.98%の見込み。2011年は+4.51%の見通し。

① 対外貿易：先進国の経済成長が緩やかとなるものの、新興国からの需要は引き続き力

	財の年増率 (%)		財の貿易黒字 (億米ドル)	サービスの実質成長率 (%)		貿易収支 (億米ドル)
	輸出	輸入		輸出	輸入	
2005	8.8	8.21	158	7.78	3.16	161
2006	12.8	11.00	213	11.41	4.57	230
2007	10.1	8.17	274	9.55	2.98	313
2008(r)	3.6	9.67	152	0.87	-3.71	197
2009(r)	-20.3	-27.48	293	-8.71	-12.84	326
2010(f)	33.8	42.24	246	24.35	27.37	304
上半期(p)	49.0	64.63	121	35.76	40.97	152
下半期(f)	22.1	26.20	126	15.35	16.88	152
2011(f)	9.2	8.40	289	6.20	2.44	371

強く成長することが見込まれるほか、スマートフォン、電子ブック、ボードパソコン、タッチパネル、クラウド・コンピューティングなどハイテク製品の新商品販売は、ICT 製品への需要増加に寄与することが見込まれる。また、两岸経済協力枠組協定 (ECFA) の締結及びアーリーハーベスト条項が来年から正式に発効すること

とは、台湾の輸出を安定的に成長させる原動力となる。こうしたことから、2010 年第 4 四半期の輸出 (税関、米ドルベース) は 704 億米ドルと見込まれ、通年では 2,727 億米ドルと 2008 年ピーク時の 2,556 億米ドルを超え過去最高となる見込みである。伸び率では前年比 + 33.88%と、1988 年以降 (1987 年同 + 34.62%) で最高となる見込みである。

輸入は、輸出及び投資増に伴う需要の盛り上がりや原材料価格の上昇により前年同期比 + 21.24%となり、通年では前年比 + 42.24%との見込みとなっている。

サービス貿易では、大陸観光客や三角貿易による純収入により安定的な増加傾向が継続する見込みである。こうしたことから、商品貿易とサービス貿易を合計し物価要因を控除した 2010 年通年の輸出及び輸入はそれぞれ + 24.35%、+ 27.37%、貿易収支は 304 億米ドルの黒字と見込まれている。

2011 年の輸出は + 6.20%、輸入は + 2.44%となる見通しである。

- ② 民間消費：景気回復に伴い企業収益が大幅に増加しており、こうした状況が雇用状況の改善、賃金の上昇をもたらしている。具体的には、失業率は 2009 年 8 月のピーク時 (6.13%) から 2010 年 9 月には 5.05% に低下しており、民間消費意欲の向上に大きく寄与している。また、消費性電子商品が日々進化し消費者の購買意欲を高めていることから民間消費は活発になっており、2010 年第 4 四半期の民間消費は + 1.96%、2010 年通年では + 3.43% (食品分

	民間消費の実質成長率 (%)		
		食品分野	非食品分野
2005	2.90	1.21	3.13
2006	1.49	3.20	1.26
2007	2.08	0.67	2.28
2008(r)	-0.93	-0.97	-0.93
2009(r)	1.08	1.62	1.01
2010(f)	3.43	1.77	3.66
上半期(p)	3.66	1.64	3.94
下半期(f)	3.21	1.89	3.38
2011(f)	3.51	1.65	3.76

野が + 1.77%、非食品分野が + 3.66%) となる見込みである。

また、2011 年の民間消費は + 3.51% と見込まれている。

- ③ 固定投資：需要の回復に伴い、台湾の各メーカーは高水準の設備稼働率を維持しており、海外メーカーの台湾への受注拡大や円高による台湾メーカーへの受注の振替効果もあり、生産能力の拡大や製造過程の高度化のための設備投資を積極的に実施している。また、大陸の労働コストの上昇が台湾製電子製品・機械製品の需要における競争力を相対的に高めており、投資動向を押し上げている。こうしたことから、2010 年第 4 四半期の民間固定投資は + 15.92%、通年の実質伸び率は + 31.9%と、1966 年以降の最高 (1965 年 + 34.08%) なる見込みである。金額ベースでは、2 兆元台を回復し、2007 年のピーク時の民間投資額並みとなることを見込まれている。2011 年は、2 兆元台の投資規模を維持するものの、前年に当たる 2010 年の水準が高いことから、▲ 2.76%となる見通しである。

公共部門については、政府が各種の公共建設計画を引き続き推進していることから、2010 年の政府固定投資額は 4,974 億元に達する見込みであるが、重大公共建設のピークは既に過ぎており、2010 年、2011 年ともやや減少となる見通しである。また、公営事業固定投資は、2010 年は + 9.08% と引き続き拡大する見込みであるが、2011 年はやや減少となる見通しである。

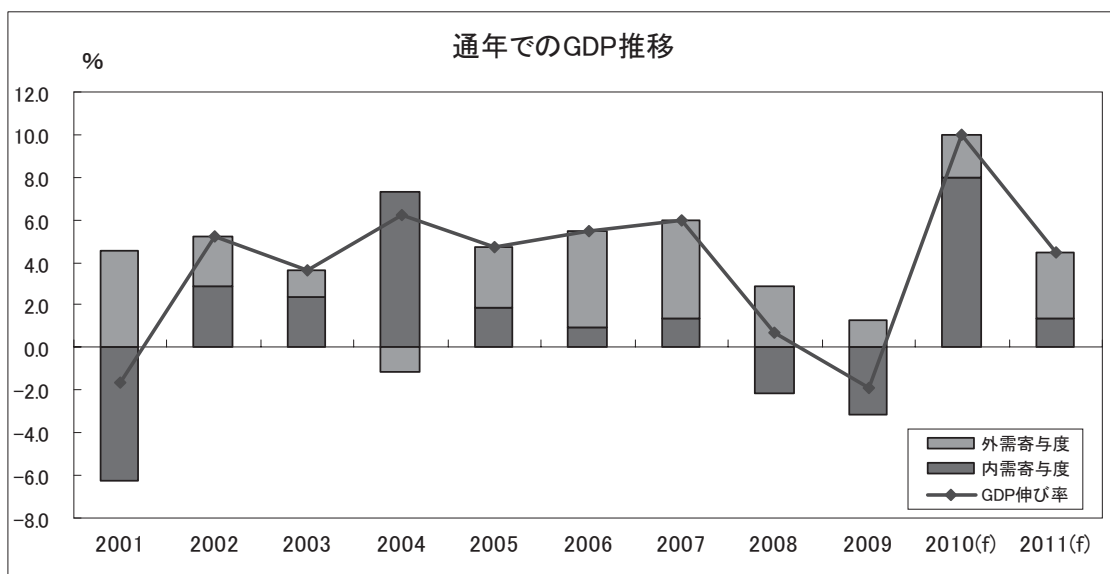
	固定投資の実質成長率 (%)			
	民間	政府	公営事業	
2005	2.66	1.53	2.82	14.77
2006	0.07	3.31	-11.21	-8.61
2007	0.55	1.36	-4.46	1.57
2008(r)	-12.36	-12.36	1.18	-1.98
2009(r)	-11.01	-11.01	16.01	2.71
2010(f)	23.12	23.12	-1.81	9.08
上半期(p)	30.38	30.38	-1.31	16.59
下半期(f)	17.60	17.60	-1.08	4.35
2011(f)	-2.86	-2.76	-3.14	-3.26

④ 物価：今年に入って世界経済の回復に伴い国際原油及び農工原料の価格は上昇傾向にあるほか、新興国からの需要が引き続き旺盛であること、また、米政府が最近実施したQE 2政策が米ドル安と資金が市場に氾濫している状況をもたらしており、原材料価格の上昇圧力を強める結果となっている。しかしながら、国際的な原材料価格はすでに高水準にあり、世界経済の回復力は徐々に弱まってきていること、新興国が金融政策の調整を実施しインフレ防止に努めていることから、国際原油価格及び農工原料価格の上昇傾向を抑制している。また、台湾元の対米ドルレートの上昇は、国際原材料価格の上昇による国内物価への影響を軽減することに寄与しており、2010年の卸

売物価(WPI)は+5.48%、2011年は+2.01%との見通しとなっている。消費者物価(CPI)は、今年に入って食品価格が近年の中では安定しているほか、市場競争により業者がコストを価格転嫁する幅を小さくしていることから、2010年は+0.98%、2011年は+1.85%との見通しとなっている。

⑤ 以上を総合すると、世界経済の回復に伴い、2010年上半期の台湾経済は力強い反転を見せ、経済成長率は+13.21%に達した。第3四半期は世界経済の成長率が緩やかになったことから、上半期より成長率は低下したものの+9.80%の高成長を維持している。また、第4四半期は、昨年同期の水準が高かったことから+4.70%、2010年通年の経済成長率は+9.98%と1990年以降(1989年は+10.28%)で最高となる見込みである。また、一人当たりのGNPは1万9,046米ドルとなる見込みである。

2011年は、経済成長率が+4.51%、一人当たりのGNPが2万332米ドルとなる見通しである。



Ⅲ 国民所得統計に ICT（情報通信技術）産業の統計を追加

- 台湾における ICT 産業の生産概況を国際的な整合性をもって発表するため、行政院主計処では OECD における定義、米国及び韓国での統計編集方法を参考にして、国民所得統計の中で ICT 産業（電子部品業、コンピューター電子製品及び光学製品製造業、電信業及び情報通信業を含む）を分類し、今回から、ICT 産業における生産及び固定資本形成に関する統計を追加することとした。
- 2009 年の ICT 産業における生産総額は 1 兆 5,689 億元、GDP（生産面）に占める比率は 12.63% となり、固定投資形成額は 5,267 億元、国内資本形成全体に占める割合は 22.36% となった。
- 最近 8 年（2002～2009 年）の台湾の実質 GDP 成長率の平均は + 3.72% となっているが、ICT 産業における実質成長率は + 13.89% となっており、実質 GDP 全体の伸びを大きく上回っている。2008 年、2009 年の台湾全体の实質 GDP 成長率はそれぞれ + 0.73%、▲ 1.93% となっているが、ICT 産業の成長率はそれぞれ + 8.58%、+ 1.34% となっている。
- 来年以降も、台湾の ICT 産業に関する統計資料を、毎年 11 月、国民所得統計の年修正に合わせ発表することとする。

	I C T 産業の生産金額			I C T 産業の固定資本形成額		
	金額	対 GDP 比	実質成長率	金額	対全体比	実質成長率
2001	930,479	9.37	-	440,455	21.66	-
2002	1,117,850	10.78	17.42	450,076	21.87	2.29
2003	1,297,552	12.10	19.21	475,741	22.47	2.94
2004	1,410,380	12.41	14.24	752,823	29.03	52.51
2005	1,466,985	12.47	16.82	712,113	27.02	-3.30
2006	1,694,008	13.84	18.85	833,536	30.52	14.93
2007	1,739,244	13.54	15.84	883,418	31.09	3.55
2008	1,694,435	13.43	8.58	721,485	27.06	-22.68
2009	1,568,856	12.63	1.34	526,743	22.36	-29.47

(注) 金額の単位は百万台湾元、対 GDP 比、対全体（台湾全体の固定資本形成）比、実質成長率は%。

重要経済指標

	実質 GDP (百万台湾元)	経済成長率 (GDP) (%)			一人当たり GNP		一人当たり GDP		消費者物 価上昇率 (%)	卸売物価 上昇率 (%)
		前年 同期比	前期比	前期比 (年率換算)	台幣元	米ドル	台幣元	米ドル		
1996年	7,953,510	5.54	-	-	373,836	13,614	368,729	13,428	3.07	▲1.00
1997年	8,389,017	5.48	-	-	400,497	13,955	396,355	13,810	0.90	▲0.46
1998年	8,679,815	3.47	-	-	424,659	12,692	421,519	12,598	1.68	0.60
1999年	9,198,098	5.97	-	-	442,497	13,712	438,384	13,585	0.18	▲4.55
2000年	9,731,208	5.80	-	-	465,502	14,906	459,212	14,704	1.25	1.83
2001年	9,570,584	▲1.65	-	-	453,084	13,401	444,489	13,147	▲0.01	▲1.35
2002年	10,074,337	5.26	-	-	474,294	13,716	463,498	13,404	▲0.20	0.05
2003年	10,443,993	3.67	-	-	488,645	14,197	474,069	13,773	▲0.28	2.48
2004年	11,090,474	6.19	-	-	518,280	15,503	501,849	15,012	1.61	7.03
2005年	11,612,093	4.70	-	-	529,313	16,449	516,516	16,051	2.31	0.62
2006年	12,243,471	5.44	-	-	550,099	16,911	536,442	16,491	0.60	5.63
2007年	12,975,985	5.98	-	-	577,869	17,596	563,349	17,154	1.80	6.47
2008年	13,070,681	0.73	-	-	562,439	17,833	548,757	17,399	3.53	5.15
第1季	3,187,360	7.55	1.36	5.55	145,306	4,604	138,275	4,381	3.58	8.68
第2季	3,306,002	5.66	▲0.02	▲0.06	140,199	4,601	138,026	4,530	4.19	8.05
第3季	3,325,198	▲1.23	▲3.58	▲13.57	137,717	4,411	135,415	4,337	4.52	8.95
第4季	3,252,121	▲7.53	▲5.07	▲18.79	139,217	4,217	137,041	4,151	1.87	▲4.64
2009年	12,818,935	▲1.93	-	-	558,565	16,895	540,643	16,353	▲0.87	▲8.74
第1季	2,914,680	▲8.56	▲1.03	▲4.07	135,274	3,977	129,527	3,808	▲0.01	▲9.84
第2季	3,066,816	▲7.23	3.21	13.47	132,821	4,005	128,880	3,886	▲0.85	▲12.80
第3季	3,284,954	▲1.21	2.82	11.78	139,578	4,250	136,622	4,160	▲1.35	▲11.52
第4季	3,552,485	9.24	4.31	18.38	150,892	4,663	145,614	4,499	▲1.26	0.01
2010年(f)	14,098,100	9.98	-	-	602,541	19,046	584,301	18,472	0.98	5.48
第1季(r)	3,310,846	13.59	4.08	17.34	148,533	4,647	141,798	4,437	1.28	6.59
第2季(r)	3,461,063	12.86	0.48	1.94	147,536	4,621	142,791	4,472	1.10	8.49
第3季(p)	3,606,760	9.80	0.02	0.09	152,511	4,770	149,138	4,665	0.37	4.14
第4季(f)	3,719,431	4.70	▲0.53	▲2.11	153,961	5,008	150,574	4,898	1.18	2.88
2010年(f)	14,733,424	4.51	-	-	622,766	20,332	604,354	19,731	1.85	2.01

(注) r : 修正値、p : 速報値、f : 予測値

内需・外需寄与度 (対前年同期比)

(単位：%)

	GDP															国外需要				
	国内需要			民間消費				政府消費				固定資本形成				輸出		輸入		
	成長率	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	
2001	▲1.65	▲5.75	▲6.21	0.98	0.62	1.86	0.27	▲17.91	▲5.18	▲22.98	▲4.59	▲0.06	0.00	▲9.22	▲0.59	4.56	▲8.60	▲4.73	▲14.75	▲9.29
2002	5.26	2.75	2.84	3.26	2.12	1.55	0.24	1.12	0.27	7.12	1.11	▲2.58	▲0.07	▲13.18	▲0.77	2.42	11.37	5.81	6.21	3.39
2003	3.67	2.34	2.37	2.91	1.85	▲1.23	▲0.18	▲0.11	▲0.02	1.93	0.31	▲4.70	▲0.11	▲4.47	▲0.22	1.30	10.23	5.53	7.68	4.23
2004	6.19	7.36	7.34	5.17	3.27	0.57	0.08	13.96	3.12	25.62	4.01	▲20.60	▲0.46	▲9.59	▲0.43	▲1.15	15.40	8.86	17.50	10.01
2005	4.70	1.83	1.85	2.90	1.81	0.19	0.03	2.66	0.64	1.53	0.28	14.77	0.25	2.82	0.11	2.86	7.78	4.86	3.16	2.00
2006	5.44	0.97	0.95	1.49	0.92	▲0.71	▲0.09	0.07	0.02	3.31	0.59	▲8.61	▲0.16	▲11.21	▲0.42	4.49	11.41	7.34	4.57	2.85
2007	5.98	1.42	1.34	2.08	1.23	2.09	0.25	0.55	0.12	1.36	0.24	1.57	0.02	▲4.46	▲0.14	4.65	9.55	6.49	2.98	1.85
2008	0.73	▲2.35	▲2.11	▲0.93	▲0.53	0.83	0.10	▲12.36	▲2.61	▲15.58	▲2.62	▲1.98	▲0.03	1.18	0.03	2.84	0.87	0.61	▲3.71	▲2.23
2009	▲1.93	▲3.64	▲3.17	1.08	0.61	3.88	0.45	▲11.01	▲2.03	▲17.91	▲2.52	2.71	0.04	16.01	0.46	1.25	▲8.71	▲6.13	▲12.83	▲7.38
I	▲8.56	▲11.50	▲10.25	▲2.12	▲1.25	4.11	0.43	▲28.79	▲5.60	▲35.88	▲5.69	▲23.96	▲0.33	19.90	0.43	1.69	▲25.53	▲18.37	▲32.86	▲20.06
II	▲7.23	▲6.73	▲5.77	▲0.75	▲0.41	3.20	0.35	▲21.79	▲4.08	▲31.06	▲4.65	4.11	0.05	20.10	0.51	▲1.46	▲17.20	▲12.55	▲18.87	▲11.09
III	▲1.21	▲2.01	▲1.74	2.01	1.11	4.44	0.52	▲6.09	▲1.12	▲12.59	▲1.81	3.34	0.04	23.01	0.64	0.53	▲8.29	▲6.10	▲11.04	▲6.63
IV	9.24	5.66	4.93	5.30	2.96	3.79	0.50	15.49	2.64	18.03	2.01	19.72	0.39	6.04	0.23	4.30	19.66	12.36	16.08	8.06
2010(f)	9.98	9.36	8.01	3.43	1.98	0.88	0.11	23.12	3.86	31.91	3.76	9.08	0.14	▲1.18	▲0.04	1.97	24.35	15.96	27.37	13.98
I	13.59	14.82	12.78	3.02	1.91	2.91	0.34	28.61	4.33	42.29	4.71	▲1.68	▲0.02	▲12.52	▲0.36	0.81	39.11	22.92	49.32	22.11
II	12.86	10.34	8.92	4.32	2.52	1.33	0.16	31.98	5.05	39.22	4.36	30.91	0.43	7.93	0.26	3.94	32.89	21.42	34.04	17.49
III(p)	9.80	9.78	8.38	4.48	2.55	0.35	0.04	23.68	4.15	34.28	4.36	▲0.46	▲0.01	▲5.69	▲0.20	1.42	20.10	13.74	22.80	12.32
IV(f)	4.70	3.50	2.95	1.96	1.05	▲0.57	▲0.07	12.12	2.18	15.92	1.92	7.13	0.16	2.84	0.11	1.75	10.99	7.57	10.94	5.83
2011(f)	4.51	1.59	1.35	3.51	1.91	0.84	0.09	▲2.86	▲0.53	▲2.76	▲0.39	▲3.26	▲0.05	▲3.14	▲0.09	3.15	6.20	4.60	2.44	1.44

(出所) 行政院主計処 2010年11月18日発表

内需・外需寄与度 (対前期比、年率換算)

(単位：%)

	GDP										国外需要									
	国内需要			民間消費				政府消費				固定資本形成				輸出		輸入		
	成長率	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	
2007																				
I	4.22	▲5.75	▲5.52	▲0.99	▲0.59	▲5.60	▲0.69	▲17.91	▲4.23			9.74	12.65	8.32	▲2.30	▲1.42				
II	7.66	15.02	13.18	2.27	1.34	5.45	0.64	65.14	11.20			▲5.52	9.26	6.36	21.03	11.88				
III	9.72	3.86	3.60	6.96	4.02	10.54	1.22	▲6.79	▲1.64			6.12	20.94	13.98	13.07	7.86				
IV	4.62	▲7.03	▲6.63	▲2.00	▲1.17	▲0.36	▲0.04	▲22.33	▲5.42			11.25	8.14	5.71	▲8.60	▲5.54				
2008																				
I	5.55	9.15	7.92	0.95	0.54	▲5.84	▲0.70	45.27	8.07			▲2.37	7.59	5.40	13.47	7.77				
II	▲0.06	▲12.85	▲11.95	▲3.59	▲2.01	1.78	0.20	▲38.86	▲10.13			11.89	▲1.06	▲0.77	▲19.38	▲12.65				
III	▲13.57	▲11.22	▲9.49	▲8.75	▲1.70	0.24	0.02	▲23.75	▲4.81			▲4.09	▲3.97	▲2.74	2.50	1.34				
IV	▲18.78	▲7.99	▲6.56	0.78	0.40	7.63	0.80	▲37.71	▲7.76			▲12.22	▲54.92	▲49.34	▲52.04	▲37.13				
2009																				
I	▲4.07	▲16.80	▲15.70	4.19	2.38	5.21	0.63	▲71.69	▲18.71			11.64	▲27.12	▲19.06	▲47.54	▲30.70				
II	13.47	15.12	12.87	1.31	0.82	1.58	0.21	120.04	11.84			0.60	51.83	27.43	70.14	26.83				
III	11.78	7.45	6.50	1.86	1.12	4.21	0.54	34.04	4.84			5.28	45.69	26.30	47.03	21.02				
IV	18.38	21.96	18.47	13.67	7.91	3.44	0.44	73.95	10.12			▲0.09	30.62	20.11	40.52	20.19				
2010																				
I(r)	17.34	22.99	19.34	▲2.63	▲1.59	0.86	0.11	167.12	20.83			▲2.01	29.08	19.60	41.83	21.60				
II(r)	1.94	▲10.63	▲9.68	4.70	2.50	▲2.75	▲0.32	▲44.35	▲11.87			11.62	24.40	16.19	8.00	4.57				
III(p)	0.09	5.06	4.17	2.69	1.44	▲0.20	▲0.02	15.65	2.75			▲4.08	▲2.03	▲1.54	4.36	2.54				
IV(f)	▲2.11	▲2.79	▲2.38	2.25	1.21	▲0.54	▲0.06	▲17.20	▲3.52			0.27	▲4.25	▲3.21	▲5.73	▲3.48				

(出所) 行政院主計処 2010年11月18日発表

(注) ▲はマイナス

2010年第3四半期国際収支を公表

中央銀行が11月19日に発表した2010年第3四半期の国際収支によると、経常収支が89.9億米ドルの黒字、金融収支が24.3億米ドルの純流出、総合収支が80.0億米ドルの黒字（中央銀行準備資産の増加）となった。

2010年1～3四半期の累計では、経常収支が304.4億米ドルの黒字、金融収支が61.8億米ドルの純流入、総合収支が367.8億米ドルの黒字（中央銀行準備資産の増加）となった。

〔経常収支〕

経常収支についてみると、アジア新興国の力強い経済成長が台湾製品の需要増をもたらしており、当期の輸出は前年同期比+27.1%となった一方、輸入は輸出需要の増加や民間投資が引き続き拡大していることから同+30.4%となった。こうしたことから、貿易収支は70.6億米ドルの黒字（前年同期比+2.7億米ドル）となった。サービス収支は、海運業者及び空運業者の国際貨物運輸輸入が増加したことや三角貿易による純収入の増加により、1.6億米ドルの黒字（2009年第3四半期は2.8億米ドルの赤字）に転じた。

所得収支は外貨準備の運用益や居住者による対外直接投資所得の増加により前年同期比+3.5億米ドルの24.4億米ドルの黒字となり、移転収支は前年同期比で赤字が1.2億米ドル増加し6.7億米ドルの赤字となった。

経常収支全体では、移転収支の赤字が増加したものの貿易収支、サービス収支及び所得収支の黒字が軒並に増加したことから、前年同期比+11.7%、金額では+9.4億米ドルの89.9億米ドルとなった。

〔金融収支〕

金融収支については、直接投資及び証券投資はそれぞれ26.4億米ドル、102.1億米ドルの純流出となった。証券投資のうち居住者による対外証券投資は、保険会社による海外債権・証券への投資が大幅に増加したため、88.7億米ドルの純流出となった。非居住者による証券投資は、台湾株式に投資していた外資資金が海外に流出したため、13.4億米ドルの純流出となった。

その他投資は、台湾の銀行における非居住者預金残高や海外の金融機関からの資金調達が増加したことや、民間部門が海外預金を一部回収したため、102.9億米ドルの純流入となった。

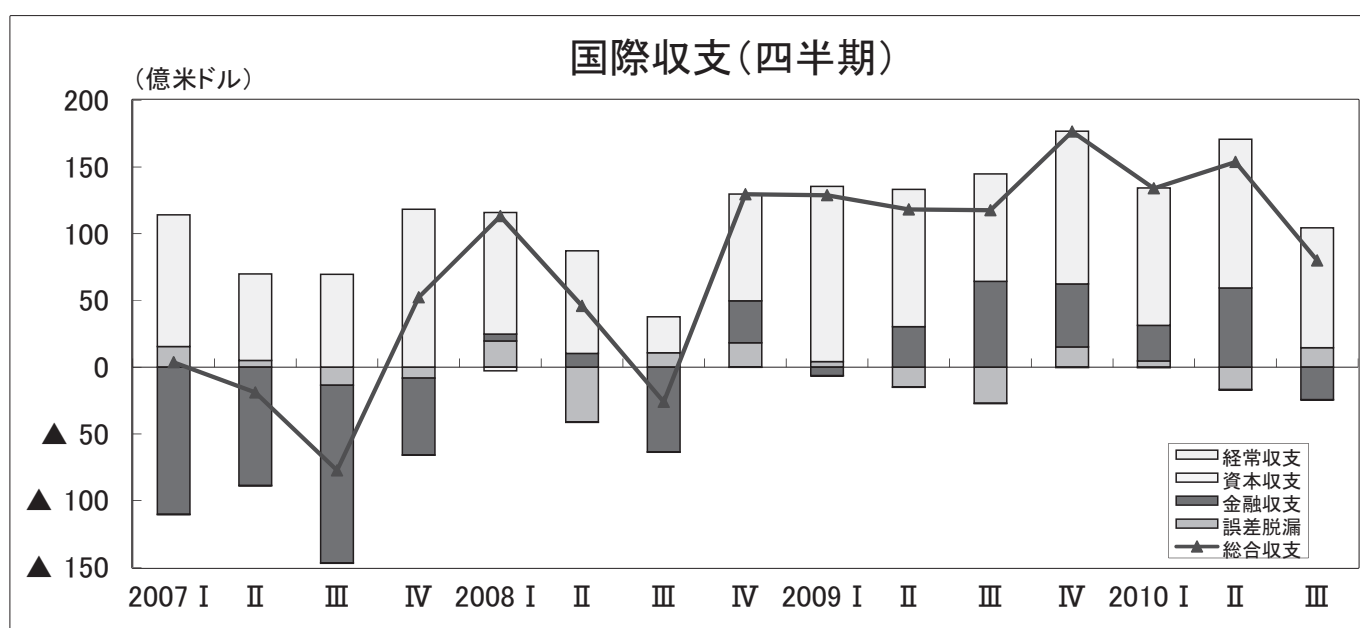
（注）台湾と日本では国際収支統計の項目が一部異なっており、台湾における「資本収支」、「金融収支」は、日本の国際収支統計の「その他資本収支」、「投資収支」にそれぞれ相当するものとなっている。

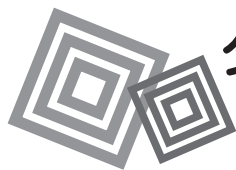
国際収支の推移

(単位：百万米ドル)

	2005	2006 (r)	2007 (r)	2008 (r)	2009 (r)				2010 (p)				
					I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (r)	II (r)	III (p)		
経常収支	17,578	26,322	35,154	27,505	42,911	13,131	10,285	8,046	11,449	30,442	10,306	11,146	8,990
貿易収支	19,456	24,219	30,445	18,478	30,553	9,164	7,496	6,786	7,107	21,094	6,134	7,904	7,056
輸出	198,456	223,785	246,500	254,897	203,399	40,444	47,890	55,259	59,806	202,046	61,759	70,029	70,258
輸入 (▲)	179,000	199,566	216,055	236,419	172,846	31,280	40,394	48,473	52,699	180,952	55,625	62,125	63,202
サービス収支	▲6,653	▲3,543	▲1,640	1,847	1,909	588	602	▲277	996	646	▲12	497	161
所得収支	9,039	9,581	10,132	9,978	12,512	3,900	2,747	2,088	3,777	10,754	4,874	3,438	2,442
移転収支	▲4,264	▲3,935	▲3,783	▲2,798	▲2,063	▲521	▲560	▲551	▲431	▲2,052	▲690	▲693	▲669
資本収支	▲117	▲118	▲96	▲334	▲96	▲24	▲17	▲21	▲34	▲93	▲36	▲36	▲21
金融収支	2,302	▲19,620	▲38,951	▲1,660	13,568	▲632	3,041	6,438	4,721	6,179	2,667	5,941	▲2,429
直接投資	▲4,403	25	▲3,338	▲4,855	▲3,072	▲712	▲810	▲646	▲904	▲5,811	▲1,005	▲2,165	▲2,641
証券投資	▲2,857	▲18,965	▲40,062	▲12,250	▲10,327	▲1,835	▲428	▲3,905	▲4,159	▲20,136	▲2,331	▲7,593	▲10,212
デリバティブ	▲1,003	▲965	▲289	1,589	852	108	438	6	300	493	29	331	133
その他	10,565	285	4,738	13,856	26,115	1,807	3,841	10,983	9,484	31,633	5,974	15,368	10,291
誤差脱漏	293	▲498	▲127	763	▲2,257	414	▲1,488	▲2,702	1,519	248	464	▲1,674	1,458
中銀準備資産変動	▲20,056	▲6,086	4,020	▲26,274	▲54,126	▲12,889	▲11,821	▲11,761	▲17,655	▲36,776	▲13,401	▲15,377	▲7,998

(出所) 2010.11.19 中央銀行発表 r : 修正値 p : 速報値
 (注) 中銀準備資産変動は、マイナス (▲) が増加を意味し、プラスが減少を意味する。





日本と比較した台湾の タイムリー・ディスクロージャー（下）



元交流協会台北事務所経済部主任
井上 浩

日本の証券取引所では、過去に企業財務に関する不祥事が相次いで発生したことから、上場企業の開示の適正性確保に向けて様々な措置を講じ、充実強化を図っている。一方、台湾証券取引所も情報開示の推進に努めているところである。

本稿では、台湾のタイムリー・ディスクロージャー制度について、日本の同制度との比較検討を行い、今後、台湾が、日本の制度のどのような点を参考にできるか考察を行った。

その結果、タイムリー・ディスクロージャーは法令上の義務ではない中で、台湾においては、その実効性の確保に向けて、開示違反の会社に対して徹底した改善措置をとることや、違約金水準の見直しの検討が必要と考える。

4. 台湾証券取引所の適時開示

(1) 開示制度の根拠法令・規程

台湾の開示制度の根拠法令としては、証取法（第36条、第157条の1）及び監督当局である行政院金融監督管理委員会（以下、金管会）が証取法に基づき制定した関連行政法規がある。

証取法や行政法規には、原則や抽象的な定義・規定が多い。例えば、証取法第36条第2項第2款では、「公開發行会社において偶発的な重大事項が発生したときには、公告を行うとともに、金管会に報告する」旨を規定しているなかで、重大事項の定義については、「株主の權益あるいは有価証券価格に重大な影響を及ぼす事項」としか規定していない。また、この重大事項の具体的な定義は「証券取引法施行細則」に定められているものの、わずか9項目しかなく、9番目の項目（その他経営の継続に重大な影響のあること）はバスケット条項である。さらに、この細則には、抽象的な表現振りが残っており、定義が不明確であることも指摘されている¹¹。

一方、台湾証券取引所は、「台湾証券取引所株式会社における上場会社の重大情報に対する調査と公開処理手続」(以下、「重大情報処理手続」)

と「台湾証券取引所株式会社における上場会社の重大情報に対する説明記者会見作業手続」(以下、「重大情報記者会見作業手続」)等の適時開示に関する規程を制定している。

これら台湾証券取引所の自主規程は、開示すべき重大情報項目を、証取法と監督当局の行政法規に比べて詳細かつ具体的に網羅しており、上場会社の会社情報開示の重要な根拠となっている。

すなわち、台湾では、証取法や行政法規で開示を求めている重大情報の内容が、証券取引所の自主ルールにより明確に規定されている。

(2) 適時開示すべき重大情報

① 台湾証券取引所は、「重大情報処理手続」(第2条第1項)の中で、上場会社が適時開示すべき重大情報を47項目に分けて列挙している。この47項目は、大きく、以下の6つに分類されている。

- i. 財務と投資関係：不渡手形発生、合併等に関する決議、財務予測など
- ii. 法律事件関係：上場会社に関する訴訟、行政処分、破産手続など
- iii. 生産と営業関係：減産、生産停止、他社と

の業務提携締結など

- iv. 人事異動関係：董事長、総経理等経営陣の人事異動、公認会計士の交代など
- v. 株式配当と株主総会関連：株式配当決議、株主総会召集決議など
- vi. その他：会計年度の変更、内部管理に関する重大な不正の発生など

② また、「重大情報記者会見作業手続」（第2条第1項）では、「重大情報処理手続」で開示を求める情報の中でも、特に株主の権益や有価証券価格に大きな影響がある事案（不渡手形発生、訴訟、減産などを指定）について、上場会社に対し、記者会見を開いて説明することを求めている。

③ 上記の2つの自主規程以外に、台湾証券取引所は「台湾証券取引所株式会社による上場会社の重要情報に対する調査と公開処理手続、及び上場会社の重大情報の説明」（以下、「説明一覧表」）を策定している。

この「説明一覧表」の中で、上記2つの自主ルールが定める重要情報を表にして整理し、各項目について報告すべき具体的内容が記載されている。

(3) 重大情報の開示方法と時期

① 開示は、「公開資訊觀測站」を利用

日本同様、台湾においても、電子開示システムによる開示を推進しており、XBRLの推進も図っている。

ただし、日本では、法的開示のEDNET（金融庁）、適時開示のTDnet（証券取引所）と2つの電子開示システムが並存しているのに対して、台湾では、証券取引所の「公開資訊觀測站」（以下、公開情報観測ポスト）」という一つのシステムのみである。

この公開情報観測ポストの中で、会社情報、財務諸表、運営状況、コーポレートガバナ

スの実施状況などの証取法で求められる定期的情報とともに、適時開示の対象である重大情報も開示されている。

公開情報観測ポストは、台湾証券取引所のホームページからアクセス・閲覧可能であり、その中の情報は英語によっても開示されている。これは、近年増加している外国人投資家にも配慮した形になっている¹²。

なお、前述のとおり、重大情報の中でも「重大情報記者会見作業手続」で規定された情報は、公表とともに記者会見を開き、説明を行う必要がある。

ちなみに、2009年において、重大情報の公開件数は25,545件、このうち記者会見による説明は209件となっている。

② 開示時期は、原則、事実発生日

重大情報の開示の時期は、当該情報が、「重大情報記者会見作業手続」に基づき記者会見による説明を必要とされるものかどうかにより、大きく2つに分かれる¹³。

i. まず、記者会見を必要としない情報である場合、その開示時期は、事実の発生日となる。なお、事実の発生日とは、協議日、契約日、支払日、委託締結日、登記変更（名義書換）日、取締役会あるいは取締役会が設置した委員会の決議日、その他取引対象と取引額が確定できる期日の中で、いずれか早い日を基準日とするとされている。ただし、監督当局の審査を経た投資の場合には、上記の日時と当局の許可日の中で、早い日を基準とする。なお、当該情報について、マスコミ報道があった場合には、その日の翌営業日の取引時間開始前に、証券取引所指定の情報報告システムに入力する必要がある¹⁴。

ii. 次に、記者会見を必要とする情報の開示時期は、「重大情報記者会見作業手続」の規程により、次のように定められている。

すなわち、上場会社は、原則、事実発生日（マスコミ報道があった場合にはその当日）に、事案の内容を証券取引所指定の情報報告システムに入力しなければならない。また、事実発生日（マスコミ報道日があった場合はその翌営業日まで）に記者会見を開催し、メディア全体に説明を行う必要がある。

ただし、取締役会決議を必要とする減資・合併・解散・金融持株会社設立等の重大情報については、上場会社は、取締役会決議日に最も近い集中市場の取引のない時間帯で記者会見を開くとともに、証券取引所指定の情報報告システムに入力しなければならない。

(4) 適時開示違反に対する取組み

日本の証券取引所同様、台湾証券取引所も、取引所の自主ルール違反に対して、上場会社に刑罰や行政罰を科すことはできない。

こうした中、台湾証券取引所では、上場会社に自主ルールを遵守させるべく、上場会社との上場契約と監督当局から与えられた部分的な行政権限に基づき、上場企業に対して、事前監視と事後の違約金等の制裁措置をとることができる。

① 事前監視制度

台湾証券取引所は、「重大情報処理手続」(第8条)と「台湾証券取引所株式会社が実施する株式市場監視制度辦法」により、上場会社に対して、不定期に抽出検査や実地監査を行い、重大情報開示の適時性、正確性、完全性を調査できる。2009年には、736件の重大情報について検査を実施している。

また、台湾証券取引所は、証券取引に何らかの異常を発見した場合、当該上場企業の広報担当者あるいはその代理人から事情聴取を行う。この中で、重大情報の不開示を発見した場合には、上場会社に対して、規程の期限

内に、開示させなければならない。

また、市場での風評（デマ）やマスコミの事実と反する報道に対して、取引所は調査を行い、調査後即時に、公開情報観測ポストや証券業営業所を通じて公告を行う。

② 適時開示違反に対する処分

上場会社が台湾証券取引所の自主ルールに違反した場合、まず、その改善を求める。次に、改善が図られない者に対しては、違約金の徴収、さらに上場有価証券の取引方法の変更、売買取引停止等といった制裁措置を講じる。

違約金については、下記のように、違反の頻度・内容に応じた金額を徴収するシステムとなっている。ただし、東証の場合（一律1,000万円）に比べ、かなり低額である。

上場会社の重大情報不開示、未確定情報の発表、あるいは公開資料の不実記載に対して、台湾証券取引所は、3万台湾元（1台湾元＝約3円。以下、台湾元はNTドルと標記）の違約金を徴収する。もし、この違反が、直近1年以内で2回以上の違反である場合には、違約金は5万NTドルとなる。さらに、違反の内容が株主の権益や有価証券価格に重大な影響を及ぼすと取引所が判断する場合には、最高100万NTドルの違約金を課すこととなる。

次に、記者会見により開示すべき情報であるにも関わらず、記者会見を開かない場合には、通常の前記に比べ徴収額が大きい。すなわち、1回目の違反において5万NTドルの違約金を徴収する。また、この違反が直近1年以内で2回以上の違反であれば、違約金は10万NTドルとなる。この加重徴収は、記者会見を要する情報は、より重大な内容であるためと考えられる。

なお、上場会社が期限どおりに違約金を取

めない場合には、違約金を納める日まで、日額1万NTドルの違約金を徴収し、公開情報観測ポストにより公表する。

(5) 台湾の適時開示規制の特徴

以上、説明した台湾における適時開示の特徴としては、以下の点をあげることができる。

- ① 適時開示項目として規定した重大情報の中でも、特に株主の権益や有価証券価格への影響が大きい項目については、記者会見を開いて説明・開示することを、証券取引所の自主ルールで明記している。
- ② 開示方法は、公開情報観測ポストという電子開示システムの活用を推進している。英語での開示も行っており、外国人投資家にも配慮している。
- ③ 開示違反への対応としては、事前監視（抽出調査、実地監査）と、事後処理（制裁金、取引売買取引停止等）の双方の措置がある。なお、制裁金については、東証の場合と比べ、かなり低額である。

5. 日台の適時開示制度の比較検討

これまで、日台の証券取引所の適時開示について、主に、開示対象となる会社情報、開示時期・開示方法、開示違反への対応という3つの観点から説明し、それぞれの特徴をまとめた。

ここで、それぞれの特徴を比較検討し、台湾において、日本のどのような点を参考すべきか考察する。

まず、日台の共通点としては、両者とも適時開示にかかる自主ルールを整備しており、上場会社に対して適時開示すべき会社情報を列挙し、開示すべき事実が発生すれば、電子開示システムにより、直ちに開示することを求めていることである。また、法による刑罰や行政罰が適用されないなかで、適時開示の実効性の確保に向けて、自主ル

ルにより制裁措置を講じていることがあげられる。

一方、台湾には、日本にない取組みや自主ルールがある。例えば、台湾の電子開示システムは、英語による会社情報が閲覧可能である。これは、外国人投資家が増加している現状及び資本市場の国際化を進める方向性に合致した取組みといえる。また、自主ルールでは、①取引所が不定期に抽出調査や上場会社へ実施調査を行うこと、②株主の権益や有価証券価格への影響が大きな情報については、上場会社が記者会見を開くこと、を定めている。

しかし、適時開示の実効性確保の観点からみた場合、台湾に比べ、日本の取組みの充実度が高いといえる。具体的には、台湾は、次の2点について、日本の制度を参考にしつつ、充実強化を図っていくことができると考える。

第1に、台湾は、適時開示違反の上場会社に対して、日本の改善報告書制度や特設注意市場銘柄制度のような改善措置を通じ、改善状況を、継続・徹底してフォローアップする必要がある。

日本では、改善状況報告書を提出した上場会社は、最初の提出から5年間経過するまで、取引所が必要とすれば報告書の提出を義務付けられている。また、上場会社が、内部管理体制に問題ありとして特設注意市場銘柄に指定されれば、指定から1年ごとに内部管理体制の状況の審査を受け、3年経過しても問題があれば上場廃止となる。

このように、適時開示違反した上場会社に対し、開示体制及び内部管理体制について徹底した改善を求める制度は、企業のコーポレートガバナンス向上に取り組んでいる台湾にとって、十分に参考になると考える。

第2に、台湾は、適時開示違反に対する違約金の金額水準の見直しを検討する必要がある。

現行の台湾の違約金の額は、原則、3万NTドル～10万NTドル（約9万～30万円）であり、株

主の権益や有価証券価格に重大な影響がある違反でも100万NTドル(約300万円)と、東証の上場違約金(1,000万円)に比べると、かなり低額である。

このようなギャップがある現状を踏まえ、台湾は、取引停止や上場廃止に至らない程度の違反行為を放置することなく、より一層の適正な開示を確保するために、違約金による抑止効果として、どの程度の金額が適正水準か、検討すべきと考える。

なお、不実開示の抑止効果の観点からは、法令レベルにおける民事責任のあり方についても、日本と比較しつつ、台湾が検討していく課題といえる¹⁵。

6. おわりに

以上、本稿では、台湾の適時開示制度について、日本の同制度と比較しながら、台湾において、日本のどのような点を参考にすべきか考察を行った。

近年、日本は、適時開示の実効性の確保について強化を図ってきており、この点が、台湾にとって参考になると考える。具体的には、上記5.で詳述したとおり、第1に、台湾は、適時開示違反の上場会社に対して、日本の改善報告書制度や特設注意市場銘柄制度のような改善措置を通じ、改善状況を継続・徹底してフォローアップする必要があることを述べた。第2に、台湾は、適時開示違反に対する違約金の金額水準の見直しを検討する必要があることを述べた。

台湾証券取引所は、現在、経営目標の一つに「台湾市場の国際公認の資本市場への昇格」を掲げており、台湾証券市場を国際標準に近づけるため、上場会社のコーポレートガバナンスの実行と情報開示の推進に努めているところである。こうしたなか、適時開示の充実は、台湾証券市場が台湾内外の投資家の信頼を高め、国際的にも信認を得ら

れる市場に発展していくために、欠かせない要素の一つである。

日台においては、これまで証券取引所間の交流が進められてきた。台湾証券取引所は、2006年8月、東証と「市場間連携プロジェクト」に関する覚書を締結し、さらに、2007年3月に大阪証券取引所とも覚書を締結し、日本と台湾の証券市場の発展に向けた関係強化を図ろうとしている。

しかし、こうした覚書が締結されているものの、開示制度のあり方も含め、具体的な施策・制度について、日台間で本格的な意見交換がされていないのが現状である。

今後、台湾において、日本の適時開示制度も参考にしつつ、必要な規程・制度の整備を図ることにより、自主規制機能を発揮し、投資者保護及び市場の公正性の確保に資することを期待する。

また、台湾証券取引所が証券市場の発展に向けて果たすべき役割や機能強化について、これからも筆者なりに調査研究していきたいと考えている。

最後に、台湾の参考文献の入手・解釈において、筆者の台湾赴任時代からの親友である簡榮志氏(金管会)には、忙しい中、多大な協力をいただいた。ご協力いただいた同氏に対して、この場をかりてお礼申し上げる。

(筆者は、現在、財務省北海道財務局に所属。本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。)

〔参考文献〕

(中国語文献)

- ・陳欣昌、朱家琰、陳文婷(2001)「上市公司重大訊息公開揭露管理之探討」台湾證券交易所

- ・胡星陽、賴弘能、曾雲蘭 (2007) 「上市公司重大
 訊息處理之研究期末報告」 台灣證券交易
 所
 - ・莊月清 (2008) 「我國上市公司重大資訊揭露管理
 之研究期末報告」 台灣證券交易所
 - ・台灣證券交易所 (2010) 『台灣證券交易所中華民
 國九十八年度年報』 台灣證券交易所
- (日本語文献)
- ・吉川康之 (2004) 「貿易投資 Q & A」 『交流No.716』
 34 - 36 頁
 - ・水橋佑介 (2007) 「グローバル経済進展下の台湾
 株式市場」 『交流No.768』 21 - 34 頁
 - ・黒沼悦郎 (2007) 『金融商品取引法入門〈第 2 版〉』
 日本経済新聞出版社
 - ・三井秀範・池田唯一 『一問一答 金融商品取引
 法〔改訂版〕』 商事法務
 - ・葉聰明 (2008) 『台湾のコーポレートガバナンス
 と企業価値』 白桃書房
 - ・日本証券経済研究所 (2010) 『図説アジアの証券
 市場 2010 年版』 日本証券経済研究所
 - ・白石常介 (2010) 「日系企業の台湾での公開、中
 華圏への進出」 『交流No.829』 13 - 22 頁
 - ・山下友信・神田秀樹 (2010) 『金融商品取引法概
 説』 有斐閣

¹¹ 莊月清 (2008) 10 頁参照。例えば、「甚大な」減産、「主要な」設備、「重要な」契約などの表現について、不明確であることが指摘されている。ただし、これらの表現は、台湾証券取引所の重大項目の定義にもそのまま使用されている。

¹² 葉 (2008) 63 頁参照。なお、台湾証券取引所のデータによれば、台湾株式市場における海外投資家の取引量構成比は、2000 年 3.6%から 2009 年には 16.3%まで上昇している。

¹³ 重大情報のうち、公開買付の場合には、別途、「公開発行会社の有価証券の公開買付管理辦法」で定めた発表時間の規定がある。

¹⁴ 上場会社が証券取引所指定の情報報告システムに入力した情報は、証券取引所でその内容のチェックを行った後、公開情報観測ポストで公開される。

¹⁵ 例えば、台湾の証取法では、投資者が会社の重大情報の未公開や公開の時期が遅れたことで損害を蒙った場合について、賠償責任規定はない。このため、投資者は、会社法や民法により民事賠償請求を行うことになり、損害との因果関係等の挙証責任は投資者側に求められている。

一方、日本の金商法では、継続開示書類に重要事項の虚偽記載や記載すべき重要な事項等の記載が欠けているときには、当該書類の提出者に対して賠償責任を負わせる規定が置かれている (21 条の 2)。この条文では、提出者の無過失責任、因果関係と損害額の推定を規定しており、責任を追及する投資者に有利となっている。

日 本 の リ サ イ ク ル か ら 学 ぶ

經濟部工業局
永續發展組 朱興華組長

略歴：1984年09月～1994年06月 經濟部中央標準局特許審查委員
1995年08月～2007年11月 經濟部工業局知識服務組
2007年12月～2009年09月 經濟部工業局知識服務組副組長・産業指導センター執行秘書
2009年10月 經濟部工業局永續發展組組長

8月30日より9月3日まで、中堅指導者招へい事業の一環として、台湾・經濟部工業局永續發展組 朱興華組長を招へいし、日本のリサイクルの現状等について関係先を訪問し、意見交換・施設の見学などを行いました。各訪問先では、活発な意見交換がされ、朱組長は日本のリサイクルに関する取り組み等に関し、更なる理解を深められました。

同氏から寄せられた訪日記をご紹介します。

この度、交流協会の招聘により、去る8月30日から9月3日までの間、日本の産業廃棄物及び廃水リサイクルの方法等を訪問見学しました。交流協会のアレンジに基づき、当該期間中、計8箇所の企業、機構等を訪問しましたが、先方の実務経験に関する話を聞くとともに、先方と十分な意見交換を行うことが出来たことにより、今回の訪問見学は非常に充実且つ本当に意義のある旅となりました。以下は今回の訪問見学における所感を要約したものです。

まず、日本の廃水再利用の推進についてですが、以前より日本が推進している再生水の利用は、主には都市の民生用廃水及び雨水の再利用を中心としている。産業廃水の再利用については、主には業者の自主的な取り組みが中心である。例えば、千葉県青魚共同組合は廃水のリサイクル処理を

行っていますが、係る費用は業者が共同で出資しています。また、新日本製鉄君津製鉄所の工業用水の90%はリサイクルの再利用水であり、これも自主的な取り組みであります。この日本企業の自主的な取り組みの考え方については、本当に感銘を受けました。

次に、産業廃棄物の再利用の促進については、台湾と比べ、日本は主には自由市場に基づく管理方法を取っています。廃棄物の判断基準は、それが有価物であるかどうかであることから、技術を有する業者にとっては、自由に取引する上で再利用を進めることができ、不必要な管理規制もない。例えば、田中金属工業(株)は貴金属を回収するため、台湾なら廃棄物と認定されているスクラップを仕入れる。このスクラップは経済的な価値を有するので、日本では廃棄物と属されておらず、一般の商取引であり、政府も不必要な管理規制を加えていない。これらを背景に、資源物資の有効再利用を更に促進しているのではないかと考えられます。

なお、今回の訪問見学を通じて、日本の資源確保のための決心と行動力に深く感銘を受けました。日本は自然資源の乏しい国であっても、「都市鉱山」の観点から見れば、日本は資源大国と言っても過言ではない。従って、この2、3年来、日

本の産官学は積極的な行動を展開しています。今回訪問した田中貴金属工業(株)と JX 日鉱日石金属(株)を例にすれば、それぞれの廃棄物から貴金属の回収技術は非常に熟練されており、回収の金属純度も 99.999%に達しています。また、この2社は海外からも関係する廃棄物の輸入や処理が出来るため、日本政府が進める政策のあり方が良く理解できました。

一方、台湾の状況は、工業局は 1997 年から「産業廃棄物の削減」を推進し、産業界の「産業源の減少」と「資源のリサイクル再利用」の着手・指導を支援したところ、産業廃棄物の再利用率は 2002 年の 56% から、現在(2009 年)までに既に

77.2%に達したが、その進捗度は段々と緩やかになってきているところ、将来、資源再生産業の技術をどのようにレベルアップして、如何に有効的に、廃棄物の中から価値と資源を創出することが今後の重要な課題の一つとなっています。なお、水資源分野においては、台湾の産業は深刻な水不足問題に直面しているため、工業局としても、産業廃水の再利用によって、水資源の有効利用をどのように促進させていくかを絶えず検討しているところ、今回、日本での対応策を十分理解する機会が得られたことは本当に実りの多い収穫であり、将来、必ずこの経験を活かしたいと考えています。最後に、改めて交流協会のご尽力に感謝する次第であります。



萬華 台北発祥の地を歩く～ その1

片倉 佳史

萬華（まんか）を知らずして台北を語るなかれ。そして、台湾を語るなかれ。台北の歴史を訪ね歩く中で、こう言われることは少なくない。ここは台北という都市が誕生した場所であり、台北という街の歩みを常に眺めてきた歴史の証人でもある。今回は萬華地区の歴史スポットを紹介してみたい。

ケタガラン族と台北

まずは台北そのものの歴史に触れておきたい。

地図を見れば分かるように、台北は台湾北部の盆地に位置している。もともと、この地には平埔（へいほ）族に属するケタガラン族が暮らしていたという。平埔族とは台湾西部の平地に暮らしていた原住民族のことで、北部にはケタガラン族、南部にはシラヤ族やマカタオ族が知られている。いずれも狩猟と採集を糧としており、簡単な農耕を知っていた。彼らは集落を作って暮らしていたとされている。

しかし、17世紀を迎え、台湾南部に居を構えていた漢人住民が土地を求め、大挙北上してくるようになる。当然ながら、幾多の軋轢が生じ、先住の人々は山地へ追いやられるか、混血を経て漢人文化に吸収されていくかという道を進むことになった。日本統治時代に入る頃には、平埔族はアイデンティティを失っていたとされている。

清国統治時代に入ると、中国大陸との交易が盛んになった。淡水河は水量が一定しており、乾季には決まって渇水する台湾の河川では珍しく、年間を通じて水運が可能だった。そのため長らく、台湾北部と中国大陸との交易は大半が淡水河を経由して行われていたと言われている。

当時の台北盆地はケタガラン族の集落が点在するばかりだったが、淡水河の沿岸には、すでに交易を目的とした都市機能が完成しつつあった。そ

の中心地が艋舺と呼ばれる土地で、これが日本統治時代の改名を経て、萬華となった。

当時の文献をひもとくと、上流地域との交易も含め、船舶の出入りはとても盛んだったようだ。同時に、対岸の新莊方面との交易も行なわれ、これによっても発展が促された。そして、中国南部の諸文化がここ萬華を経由して積極的に持ち込まれた。

時代は下って、1820年代には、台湾における主要三都市にも数えられている。その興隆ぶりを喩えた言葉に「一府、二鹿、三艋舺」というものがある。これは首府の置かれた「府」（台南）と中部の交易都市「鹿」（鹿港）、そして、台北を示す「艋舺」を示したものである。

分類械闘に明け暮れた時代

清国統治時代の台北を語る上で、忘れてはならないものに、分類械闘がある。台北盆地に最初にやってきた漢人は福建省泉州を出身地とする人々だった。そして、後に、同じく福建省の漳州を出身地とする人々が移入してくる。両者は激しい縄張り争いを始める。これは「分類械闘」と呼ばれ、この時代特有の勢力争いであった。

福建地方は山がちな地勢ということもあり、各勢力が分散し、互いに争うことが多かった土地である。言語も地域差が大きく、同じ福建語でも場所によっては意思の疎通ができないほどである。こういった状況が台湾島にも持ち込まれたのであ



日本統治時代に発行された大日本職業別明細図。龍山寺ほか、老松公学校、萬華駅、法華寺などが見える。萬華駅付近は新富町、龍山寺付近は龍山寺町、その北側が有明町、入船町、老松公学校辺りは老松町となっていた。

る。

分類械闘は同じ族群意識をもった集団による抗争である。台湾西部を中心に、生き残りをかけた激しい闘いが繰り広げられた。台北盆地は広大なだけでなく、肥沃でもあったため、開墾地としての魅力が大きい。当然ながら、こういった勢力争いが絶えなかった。

その抗争に終止符が打たれたのは、1853年だったというのが定説である。この年の戦闘で、泉州人勢力は決定的な敗北を喫し、彼らは萬華地区の北側に広がる荒野へと移っていった。これが現在の大稻埕地区の起源となるが、清国統治時代末期には、土砂の堆積によって艋舺の港湾機能が低下し、商勢が衰えた。そして、皮肉にも、繁栄は泉州人の住む新興の大稻埕地区に移っていくこととなった。

萬華の地名の由来

萬華（まんか）という地名は、ケタガラン族の言葉にちなんでいる。彼らは淡水河の河運に丸木船を用いていた。これを「ヴァンカ」と発音していたようである。これが地名として定着するようになり、漢人住民から漢字表記を与えられ、「艋舺」となった。

その後、1920（大正9）年に実施された全土的な地名改正の際、「萬華」となり、これが現在まで使用されている。戦後、台湾の統治者は日本人から蒋介石率いる中華民国へと変わったが、この地名は発音が「ワンホワ」と北京語読みになっただけで、表記は変わらなかった（これはあくまでも公用語とされた北京語発音であり、人々は台湾語を常用している）。

先述したように、清国統治時代、水量が安定している淡水河を利用した水運が盛んだった。萬華

はその積み出しで賑わった場所である。豊富な物資が交易され、中国大陸から多くの商人が訪れていた。彼らは福建地方から台湾海峡を渡り、淡水から河を遡ってこの地にやってきていた。一方、上流地域からも様々な物資が持ち込まれ、萬華は物資の集散地として栄えるようになっていった。

しかし、萬華の繁栄は土砂の堆積で港湾機能が停止してしまったことで、終焉を迎えた。これは台湾西部の海岸地域でよく見られるが、鹿港や安平、新竹郊外の舊港など、土砂の堆積によって衰退した港町は少なくない。萬華も、大稻埕に新しい港湾が設けられたことによってその繁栄に終わりを告げたのである。



萬華駅に置かれていたスタンプ。萬華駅の開設は1901（明治34）年8月25日。日本人によって経路変更が実施された時であった。清国統治時代の鉄道は、線路が街を横切ることによって風水が悪くなると住民が反発した。そのため、萬華ではなく、新莊を経由していた。

龍山寺の歴史

龍山寺は台北で最も長い歴史を誇る廟である。ガイドブックなどでも必ず紹介されているスポットで、いつ訪れても、敬虔な信者の姿に混じって、外国人旅行者を見かける。台北市政府（市役所）も、庶民信仰の現場として積極的に売り出しを図っている。

やや雑然とした町並みの中を進んでいくと、この古刹が見えてくる。いわゆる門前町の雰囲気と

は異なるが、活気に満ちた家並みの中に古色蒼然とした古刹が鎮座している。龍山寺の敷地面積は1828坪で、廟宇は622坪。熱心に祈りを捧げる人々の姿を前にすると、その雰囲気によって圧倒されてしまうはずだ。

龍山寺は萬華地区の中心に位置している。萬華は日本統治時代はもちろん、戦後もしばらくは栄華を誇ってきたが、正直なところ、ここ数年は没落してしまい、往時の賑わいは過去のものとなっていた。しかし、5年ほど前から再開発が行われ、龍山寺前の広場も整備された。人々が集うことで呼び起こされる活気は、目を惹くものがある。

かつて、大陸から台湾海峡を渡ってきた移住者たちは決死の覚悟でやってきた。台湾海峡の波は高く、当時の航海技術でこの間を越えることは容易ではない。そして、無事、台湾にたどりついて、疫病の蔓延や先述した分類械闘（縄張り争い）など、常に不安定な心理状態を強いられた。そのため、人々は集団化していく中で、精神的な支柱を求めようになった。つまり、生き抜くことはすべて神仏の加護であると考えようになったのである。その中で廟が生まれ、龍山寺が生まれていったのだ。

龍山寺の初代本堂は、清国乾隆帝の時代、1738年から2年間の工事で落成したと言われている。その後、何度かの保全改修が行われているが、中でも、日本統治時代の1920（大正9）年の工事はとりわけ大規模だったという。この時は、従来の廟宇をすべて取り払うような勢いで、境内も拡張されている。現在、見ることができる古写真や絵はがきなどは、ほぼ、この改築後の様子である。精緻な彫刻と屋根の造りは、日光の東照宮を模したという風聞もある。

当時、台湾を訪れた外国の要人や日本本土から視察にやってきた官吏などは実質的に台湾神社の参拝が義務付けられていた。つまり、植民地台湾の信仰の中核はあくまでも官幣大社の台湾神社と

されていたのだが、やはり庶民信仰の場である龍山寺は名を馳せており、彫刻や装飾、収蔵文物などにおいて東洋随一のものを誇ると言われていた。そういった評判を聞きつけてか、龍山寺参拝をリクエストされるケースも多かったようである。

しかし、この贅沢を極めた廟宇も、1944（昭和19）年の空襲で焼夷弾を浴びて、大きな被害を受けることになった。この時には祀られていた仏像たちのほとんどが灰燼に帰したと言われているが、ここにもまた、興味深いエピソードが存在する。どういうわけか、本堂に祀られた観音菩薩像だけが難を逃れたのである。

この時、観音菩薩像は顔の部分が少し焦げていたが、それでも倒れることはなく、元の位置にあっ



龍山寺には連日多くの人々が参拝へやってくる。龍山寺の歴史が台北の歴史であるという声も少なくはない。旅行者も多く訪れる定番の観光スポットでもある。



日本統治時代に撮影された龍山寺の様子。日本式の石灯籠が見える。

たという。人々はこれを見て、神の加護による奇跡だと語り合った。そして、これまで以上に崇められるようになったと言われている。

修繕は戦時体制下ということもあり、像が風雨にさらされないよう、屋根を取り付ける程度で済まされたという。しかし、物資が不足しているはずの終戦直後から本格的な修復工事が始められたと言われ、信者からの寄付も多く集まったと伝えられる。

龍山寺に残る日本の遺構

龍山寺の境内にも日本が台湾に残していった遺構が存在している。

きらびやかな門をくぐると、老人たちが、小さな椅子を自ら持参して、世間話に花を咲かせている風景が目に入ってくる。そのすぐ脇の植え込みを見てみよう。龍山寺は現在、四方を壁に囲まれており、ここもその陰となっているためにわかりにくいですが、繁茂した緑の中に日本の石灯籠が残っている。

しかし、そこに刻まれた文字は削り取られている。寄進者は台湾人で、その名は削り取られていないが、後方の文字と、建立の日時が刻まれた部分は、判読できないまでに削り去られていた。

これは戦後、国民党政府が前統治者である日本を嫌い、削り取ることを指示した結果である。「大正十五年」と奉納日が刻まれていたが、「大正」の文字は削られていた（現在、文字は復元されている）。戦後の国民党独裁時代、石灯籠を寄進したことは問題ないが、そこに日本が絡んでいれば、すべてが悪とされていた。そんな時代背景が如実に示されている。

しかし、忘れてはならないのは、国民党政権の横暴のみならず、日本人もまた、庶民の篤い信仰を受ける龍山寺を統治に利用していたことであろう。暮らしに密着した存在の龍山寺は、人々が抱く思い入れも深い。それゆえ、台湾式のものでは

なく、日本式の石燈籠を寄進させていたのだ。こういったケースは鹿港の天后宮などのほか、規模の大きい廟では各地で見られる。

さらに、もう一つ、日本統治時代に刻まれた文字がこの名刹には残っている。正面の壁面に尾崎秀真（ほつま）の記した漢文が刻まれているのである。尾崎はゾルゲ事件の関係者で国際スパイとして死刑に処せられた尾崎秀実（ほつみ）の父親である。

尾崎秀真は後藤新平の招きで台湾へ渡り、台湾日日新報の漢文部の主筆を務めた人物である。同時に、台湾総督府囑託として、台湾の地方文物の調査や収集を進めた人物でもある。さらに、台湾日日新報を辞した後、台湾総督府史料編纂委員会や史跡名勝天然記念物調査会の委員を務めたほか、書画の大家としても知られた。台湾の郷土文物の保存にも熱心だった。

龍山寺の壁面には尾崎の詩文が以下のように刻まれている。

春日龍山寺
拈花笑口開
欲知觀自在
須識鏡非臺

なお、尾崎秀実は1941（昭和16）年にゾルゲ事件の首謀者として死刑に処されているが、幼少時代、生後五ヶ月で台湾に移っており、小学と中学時代を台北で過ごしている。

龍山寺は現在もなお、信仰の場として求心力をもち続けている。外国人観光客が訪れることも多く、不定期ながら、日本語教育世代のボランティア解説員もいる。非公開ではあるものの、旧台湾神社の太鼓も保管されている。



龍山寺の境内に今も残る石燈籠。神社で見られるものと同じものである。戦後、政府の指示で「大正」の文字は削り取られた。現在は史実に従うという理念から、文字が復元されている。



尾崎秀真の詩文は今も龍山寺の壁面に残っている。なお、尾崎は青山宮にも詩文を寄せている。あまり知られていないが、ぜひとも目にしたい遺構である。

剥皮寮で歴史を体感する

龍山寺から広州街を東に進んでいくと、「剥皮寮」と呼ばれる歴史景観保存区がある。萬華は清国統治時代にはすでに市街地を形成していたが、ほぼ全域にわたって、日本統治時代に実施された都市計画を経ている。ここはその中で、数少ない清国統治時代の家並みが残る一角である。

ここは後述する老松国民小学の南側に位置して

いる。本来、この場所は学校の敷地拡張の用地となっていたが、それは実現せず、長らく放置されていた。そのため、皮肉にも古い家並みがあるまま残り、原型が保たれた。現在は大がかりな修復工事を経て、2006年2月23日に「台北市郷土教育中心」としてオープンしている。

エリアの中心には道幅3メートルほどの路地が走っており、両側を商店建築が埋めている。赤煉瓦作りの建物と一部の木造家屋が並んでおり、独特な雰囲気だ。家屋は間口こそ広くないものの、奥行きは長く、商店と住居、そして倉庫を兼ねた作りとなっていた。

ここの特色として、清国統治時代、日本統治時代、そして戦後と、異なった時代の建築物が混在している。煉瓦などについては日本統治時代のものが多く用いられ、その一部が展示されているほか、水道設備や防火対策なども日本統治時代に整備された。戦後は凋落を免れず、多くが廃虚となっていたが、2003年、文化保存地区として整備されることが決まった。

いくつかの建物は展示スペースとなっており、内部を参観することができる。建物の構造を解説していたり、建築模型などがあつたりするが、学生や若き芸術家たちの創作空間としても機能しており、散策が楽しい。台湾の伝統劇である「布袋戯」の舞台なども設けられている。



南側にある広州路沿いには見事な亭仔脚（騎樓）が見られる。これは華南地方に由来するアーケードで、台湾では随所に見られるもの。大がかりな修復工事を経て、再整備された。



日本統治時代の建造物によく使用された台湾煉瓦会社製の赤煉瓦。表面には「TR」(TAIWAN RENGA)の刻印が見られる。写真は取り壊された建物から取り出された煉瓦を展示したもの。

世界最大の小学校と謳われた老松国民小学

剥皮寮の北側には台北市老松国民小学がある。この学校は終戦まで、老松（おいまつ）国民学校を名乗っていた。開学は領台直後の1896（明治29）年まで遡り、台湾で最も古い教育機関の一つに挙げられる。この学校の校舎も一部が戦前に設けられたものとなっている。

校舎は運動場を兼ねた校庭を取り囲むように並んでおり、校門からも、校舎を通り抜けて校庭に出るような構造となっている。この校舎は1920年代以降の台湾でよく見られた学校建築のスタイルである。外壁、館内ともに装飾を排したデザインで、すっきりとした印象である。正直なところ、古さはあまり感じられないが、耐震構造が施された堅固な建物で、竣工時は注目を集めたようである。現在は台北市の文化財指定を受けている。

なお、この学校は、戦後の一時期、児童数が世界一になったことがある。1964年には児童数が1万人を突破し、大きく話題となった。当時は学級が朝、午後、夕方と3交代制となっていたという。現在は学校数も増え、それほどの児童数ではないが、市内屈指のマンモス校としては常に名を挙げられている。

なお、この学校の庭先には昭和2年度の卒業生が贈った池の碑が放置されている。池は少し離れ

た場所に新しいものが造られており、当時のものは埋められている。筆者が訪れた際も、一見した時点では石塊が転がっているようにしか見えなかったが、よく見ると、薄く「昭和二年度卒業記念池」の文字が確認できた。

さらに、戦後に造られたものではあるが、二宮尊徳の石像も置かれている。二宮像は台湾でも各学校に置かれていたが、戦時中の金属供出で撤去され、失われたものが多い。しかし、その教えが



構内の片隅に放置された石塊には「昭和二年度卒業記念池」の文字が残っていた。この池はすでになく、忘れられた遺構となっている。



台湾の石工によって造られた二宮尊徳像。ややふっくらした顔つきやサンダル履きである点など、細部に目を凝らすと興味が尽きない。

台湾に宿り、時代を経て、台湾人の手でこの地に置かれているのは興味深いところである。

朝北医院—街角に残る医院建築

華西街の夜市（ナイトマーケット）の北側に位置する貴陽街一帯も長い歴史を誇るエリアだ。台北の発展は淡水河の水運が契機となっているが、ここは河岸に位置し、まさに交易の現場であった。

清国統治時代、ここは「蕃薯市」と呼ばれ、昼夜を問わず賑わっていたと伝えられている。このエリアが最初に歴史の舞台に出るのは、1854年、福建省南部、恵安県出身の人々が青山宮という廟を建てた時に遡る。



青山宮は美しい彫刻で知られている。特に天井部分の装飾は一見の価値がある。

三国時代、呉国の孫権の部下に張滾という将軍がおり、福建の南部を治めることで功をなした。没後に青山宮が建てられ、張滾は「青山王」、あるいは「靈安尊王」と呼ばれたという。疫病を鎮める能力をもち、司法を掌り、善悪を懲罰すると言われ、信仰の対象となった。

台北の青山宮は大きな建物ではないが、三棟の建物が連なった「一座三進」と呼ばれる様式で、木材と石塊を用いて造られている。美しい外観を保っており、廟内の天井は一見の価値がある。日本統治時代に何度かの修復が施されているが、前殿の石柱や石床は日本統治時代、台湾神社の用材として持ち込まれた石材が使われたという。また、正面に置かれた一対の獅子も明らかに日本の狛犬を模したものであり、興味深い。さらに、石床は台北公会堂（現中山堂）の余剰資材が用いられたとも言われている。



青山宮の前に置かれた獅子は日本の狛犬を模している。しっかりと阿吽となっている点にも注目したい。

その近くに、かつての朝北医院がある。この建物は貴陽街と西園路の交差点に面している。日本統治時代の住所は台北市入船町2丁目38番地だった。

ここは萬華屈指の名医とされた李朝北氏が開いた診療所である。小さいながらも立派な建物で、伝統的な華南地方の建築様式に欧風のデザインが混入されている。残念なことに、現在は診療所としては使用されず、放置されているが、その存在感は大きい。



朝北医院はこの一帯の名士である李朝北氏が開いた医院である。すでに医院としては使用されておらず、数年前までは日本料理屋となっていた。しかし、現在は管理する人もなく、放置されている。

入船（いりふね）町一帯は1908（明治41）年に都市計画が実施されている。ここも戦前は大きく栄えていたというが、その賑わいは過去のものとなっている。この建物も、いつ取り壊されてしまうかわからない状況である。激しく変化していく時代の中、青山宮とこの建物だけが変わることなく、街並みを静かに見つめている。

直興市場―焼失した遺構

最後に、失われた歴史スポットを一件、紹介しておきたい。

入船町は西門町に隣接し、名刹青山宮をいさぐ土地である。南は有明（ありあけ）町に面し、龍山寺にも近かった。そして、北は元園（もとぞの）町に接し、西は淡水河の流れに面していた。

1941（昭和16）年の統計によれば、入船町の人口は5006人。そのうちの1200人あまりを日本人が占めていた。もともとは漢人系住民が多く住んでいたが、西門町の発達とともに日本人住民の数が増えていったという。

この入船町には公設市場があった。正式には公設入船町食料品小売市場を名乗り、1938（昭和13）年12月に開設されている。当時の記録によれば、本館のほか、第1、第2の売店棟、事務所、そして別棟の公衆便所があった。本館には生鮮食料品

の店舗が並び、第2売店棟には屋台料理店があったようである。文字通り、庶民の台所として機能していた。

しかし、終戦後、無秩序な増築が繰り返されたため、市場は不法住宅に埋もれてしまった。政府の管理能力の低さだけでなく、衛生観念という見地からも無策であったため、状況は極度に悪化し、貧民窟のような状態となっていた。筆者は何度かここを訪ね、聞き取り調査を行ってきたが、訪れるたびに荒れていく姿が痛々しかった。

そして、2005年4月6日。戦後は直興市場と呼ばれていたこの市場を大火が襲った。深夜1時前後に発火し、瞬く間に燃え広がったという。市場のみならず、周辺地域には木造家屋が多く、辺り一帯が火の海となった。周辺地域を含め、200あまりの店舗があったというが、そのうちの67戸が全焼した。

当然ながら、木造家屋は火災に遭ってしまえば、その姿が蘇ることは永遠にない。地元の住民を除



旧入船町市場は戦後、直興市場と名を換えつつも、人々の暮らしを支えてきた。写真は焼失数ヶ月前の様子。台湾の市場では屠殺される動物たちの霊を慰めるため、必ず祭壇が設置されている。

くと、この市場の存在を知る人は多くなかった。しかし、70年にもわたって人々の暮らしを支え、台北の歩みを眺めてきた存在であることを考えると、感慨を禁じ得ない。

今回は引き続き、萬華周辺の歴史スポットを紹介してみたいと思う。

片倉佳史 (かたくら よしふみ)

1969年生まれ。早稲田大学教育学部卒業後、出版社勤務を経て台湾と関わる。台湾に残る日本統治時代の遺構を探し歩き、記録している。地理・歴史、原住民族の風俗・文化、グルメなどのジャンルで取材を続けている。著書に『台湾に生きている日本』(祥伝社)、『観光コースでない台湾』(高文研)、『旅の指さし会話帳・台湾』(情報センター出版局)、『台湾鉄路と日本人』(交通新聞社)、編著に『新個人旅行・台湾、台北』(昭文社)などがある。台湾でも『台湾風景印—台湾駅スタンプと風景印の旅』(玉山社)などの著作がある。『台北・歴史建築探訪 上・下』(南天書局)を近刊予定。ウェブサイト台湾特捜百貨店 (<http://katakura.net/>) を主宰。

速報：直轄市長選挙は国民党が現有3議席死守も、 民進党は得票率、得票数で上回る

石原忠浩（台湾・政治大学国際関係センター助理研究員）
（元（財）交流協会台北事務所専門調査員）

【要約】

11月27日に投開票が行われた五都市の直轄市長選挙は、与党国民党が現有3ポスト（台北、新北、台中）を死守したが、台中ではあわや逆転という大接戦、南部は大敗に終わり「国民党は面子に勝ったが、中身で負けた。」結果となった。民進党は、南部二都市（台南、高雄）で圧勝したものの、期待された北部二都市の奪回はならなかった。しかし、政党別総得票率では国民党を上回るなど（民進党49.87%、国民党44.54%）「荣誉ある敗北」という結果となった。市長選挙の投票率は、2005年の県市長選挙、2006年の直轄市長選挙に比べて5%ほど高い71.7%であった。

今選挙の結果が「現状維持」であったことから、有権者は馬英九総統の中間テストに対し、どうか合格点を与えた結果になった。

今回は選挙速報として、11月の選挙に関連した内政の動きと選挙結果につき報告する。選挙に関する分析とその後の政局については次号で紹介する。

1. 選挙直前の世論調査等

台湾の公職選挙法では、選挙にかかる世論調査は、選挙の10日前からはその調査結果を公表することができない規定があるため、接戦が予測された台北市、新北市に関しては、規定ぎりぎりの段階で「駆け込み」の調査が行われ公表された。

（1）台北市

10月の調査では、『聯合報』、『TVBS』のいずれの調査でも予測得票率は、郝49対蘇51、郝50.3対蘇49.7という大接戦の結果が出ていたのと比

べると、選挙2週間前の調査では、その差は6-8%に広がるなど、国民党がやや優勢かという状況に微妙に変化した。この背景には、11月6日に開幕した（試験的な開幕は10月から実施）台北市の花博覧会が好評であり、運営も順調なことが支持されたのではないかと指摘がなされた。

（2）新北市

1ヶ月前の調査結果では、国民党がやや有利と予測されていたが、選挙戦終盤に入り、蔡主席の追い上げを示唆する報道や噂が高まり、『中国時報』の調査で4%、『TVBS』の予測得票率では2

表1 台北市長候補の支持率及び予測得票率調査

候補	中国時報 1116	TVBS1111	
		公開支持	予測得票率
郝龍斌	公開支持 47.3%	公開支持 46%	予測得票率 53% (+)
蘇貞昌	公開支持 39.6%	公開支持 40%	予測得票率 47% (-)

資料元：「台北市長選前三週民調」『TVBS』（2010年11月11日）等。¹

%に接近する結果となり、「逃げる朱立倫、追いかける蔡英文」という構図が浮かび上がった。

(3) 高雄市

9月の台風災害における陳菊市長への批判、10月の宋楚瑜親民党主席の楊県長支持と「棄保効果」の可能性などが、高雄市長選挙にかかる変数として取りざたされた時期が一時あったものの、選挙2-3週間前の調査では楊、黄の両候補が陳菊を追いかける構図に変化はなく、陳菊優勢のまま選挙戦終盤に突入した。

(4) 台中市

台中市は現職の胡志強が、一貫して大量リードを奪ってきたが、投票11日前の『中国時報』の調査では支持率は7%差まで縮まった。

(5) 民進党の世論調査と選挙見通し

民進党は、11月15日に五都市の世論調査の結果を発表した。呉乃仁秘書長は台南市、高雄市は安定した戦いをしているが、台北市(40.8対39.3)、新北市(39.1対40.3)、台中市(35.1対40.1)は膠着していると説明したが、『聯合報』は「民進党は台北、台南、高雄で勝利予想」と報道した。⁴

2. 選挙1週間前の国民党のデモ行進活動の実施

投票一週間前の11月21日に国民党は台北市で「台北のために進もう」とのテーマでデモ行進を実施した。当初は、国民党陣営が台北市長選挙にかかる党員の士気を高めるために、同月の陳水扁前総統の第二次金融改革の一審判決で無罪判決が出されたことを利用し「司法改革、反腐败」を主軸にした訴えを計画していたが、数日前に広州ア

表2 新北市長候補の支持率及び得票率予測調査

候補	中国時報 1116	TVBS1109	
朱立倫	公開支持 45.6%	公開支持 45%	予測得票率 51%
蔡英文	公開支持 41.6%	公開支持 38%	予測得票率 49%

資料元：「新北市長選前三週民調」『TVBS』（2010年11月9日）等。²

表3 高雄市長候補の支持率及び得票率予測調査

候補	中国時報 1116	TVBS1107	
陳菊	公開支持 46.0%	公開支持 41%	予測得票率 45%
楊秋興	公開支持 24.0%	公開支持 28%	予測得票率 33%
黄昭順	公開支持 13.7%	公開支持 16%	予測得票率 21%

資料元：「高雄市長選前三週民調」『TVBS』（2010年11月7日）等。³

表4 台中市長候補の支持率及び得票率予測調査

候補	中国時報 1116
胡志強	公開支持 47.1%
蘇嘉全	公開支持 40.1%

資料元：「5都選前最後民調 藍在北北中微幅領先 中間票定江山」『中国時報』（2010年11月16日）頁1。

ジア大会の女子テコンドーで金メダルを期待されていた楊淑君が不可解な判定で失格となり、台湾社会が大きな不満を抱いたことを考慮して、「楊淑君のために公平な評価を勝ち取る」とのテーマも急遽スローガンに取り入れ、国民党籍の立法委員はテコンドー着を着用して参加するなどカーニバルさながらの行進となった。⁵ 同集会に出席した馬英九主席は、「楊淑君の名誉回復のため全力を尽くす」ことを強調するとともに、郝台北市長の4年間の施政を評価し、支持者に支持を訴えた。⁶ 一方、民進党は同デモ行進につき、失業率が5%以上、失業者が56万人もいる状況でカーニバルさながらの大型のデモ行進を実施することはいかなるものかと批判広告を出したほか、⁷ 同日の選挙活動で蔡英文主席は、多くの人々が経済的に苦しい中で国民党がかかる活動を実施したことは人々を失望させたと指摘し、今選挙への民進党への支持を訴えた。⁸

3. 選挙前夜に銃撃事件が発生

台湾各地で最後の選挙活動が行われていた11月26日夜、台北県（新北市）の国民党市議候補の選挙活動において、応援に駆けつけていた連戦元副総統の子息である連勝文・国民党中央委員が、銃撃される事件が発生した。⁹ 同人は一命をとりとめたものの、流れ弾に当たった聴衆の成年男子1人が死亡した。銃撃犯はその場で逮捕されたが、動機について同人物は、連勝文が応援に駆けつけていた陳鴻源市議候補との間に土地取引に絡む争いごとがあったとし、政治的な動機はない旨報じられた。¹⁰ 筆者は同日夜、台北市の国民党と民進党の選挙活動を視察したが、その際に多くの聴衆が携帯電話で知人友人などに「連勝文が銃撃されたらしいが、テレビで確認してほしい」と異口同音に語る姿が見られた。一方、連戦元副総統は、息子の銃撃にもかかわらず予定通り同夜台北市の選挙活動に出席し、涙ながらに演説する姿が

テレビで繰り返し放映された。¹¹ 同事件を受けて国民党中央は、金秘書長が暴力を厳しく譴責し、死亡者に哀悼の意を表明し、警察に対して迅速な真相究明を求める一方で支持者に対しては、冷静さを保つよう訴えた。また馬総統と金秘書長は同日深夜に負傷した連勝文氏、死亡者の家族を慰問した。¹² 民進党の蔡主席は、今事件の暴力を譴責し、選挙直前に地方のヤクザが引き起こした治安事件に極度の驚きを感じないと指摘するとともに、かかる治安の悪さは国民党政府が大きな責任を負うべきであると強調した。また支持者に対しては冷静な対応を呼びかけた。¹³

選挙前の銃撃事件は、2004年の総統選挙の前日に陳水扁、呂秀蓮が銃撃された事件が記憶に新しいが、今回の事件が選挙結果にもたらす影響について筆者は、「銃撃されたのは市長候補ではないので、影響は限られたものになる」と勝手な予測をしたが、その見通しは大きく外れることになる。

4. 直轄市長選挙の結果：概要

11月27日に投開票された直轄市長選挙は、国民党が現有ポストの台北市、新北市、台中市の3ポストを確保した。政権奪回を目指す民進党は、最大の人口を有する台北県、苦戦必至とされた台中市で健闘したものの、現有の南部台南市、高雄市の2ポストの獲得にとどまった。（表5）

翌日の大手3紙は国民党の「現状維持」とともに、市長選挙の総得票数で民進党が四十万票上回ったことを強調した。¹⁴（図1）今直轄市長選挙に関する政党得票率では民進党が南部での大勝に乗じてほぼ過半数に近い49.87%を獲得し、国民党の44.54%を上回った。¹⁵

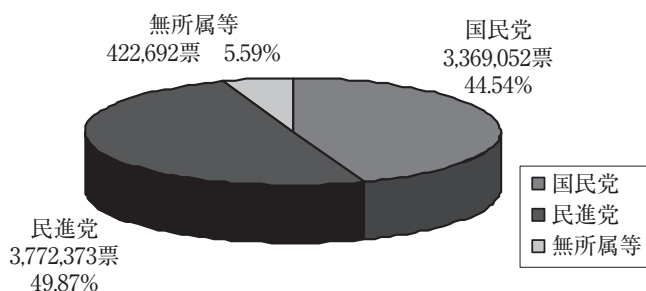
全国レベルの選挙で民進党が国民党の得票率を上回ったのは、2004年3月の総統選挙以来となった。¹⁶（図2）また、同時に実施された直轄市議会議員選挙に関しては、国民党と民進党は全314議席のうち、それぞれ130議席づつを獲得し「引き

表5 直轄市長選挙の得票数、得票率

市	当選	候補者と政党	得票数	得票率
台北市	◎	郝龍斌 (国)	797,865	55.65%
		蘇貞昌 (民)	628,129	43.81%
新北市	◎	朱立倫 (国)	1,115,536	52.61%
		蔡英文 (民)	1,004,900	47.39%
台中市	◎	胡志強 (国)	730,284	51.12%
		蘇嘉全 (民)	698,358	48.88%
台南市	◎	郭添財 (国)	406,196	39.59%
		賴清徳 (民)	619,897	60.41%
高雄市	◎	黄昭順 (国)	319,171	20.52%
		陳 菊 (民)	821,089	52.80%
		楊秋興 (無)	414,950	26.68%

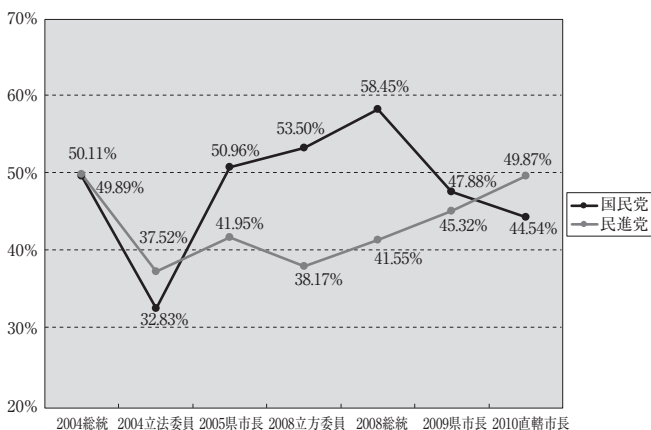
資料元：中央選挙委員会ホームページ「99年直轄市長、議員、里長選挙」（2010年11月27日）http://www.cec.gov.tw/zh_TW/IDX/indexC.html

図1 直轄市長市長選挙の政党別得票数と得票率



資料元：「五都選挙政黨總得票率」『中国時報』（2010年11月27日）頁1。

図2 2004年-2010年選挙の国民党、民进党得票率の趨勢図



資料元：「2004～2010年 藍綠得票率走勢圖」『自由時報』（2010年11月28日）頁1。

分け」となったが、政党別議席率では2005、2006年選挙と比較して国民党が横ばいだったのに対し（44.74%→41.40%）、民进党は大躍進した（28%→41.40%）ことが顕著な結果となった。¹⁷

選挙結果に対する与野党の反応

国民党は同夜記者会見を開き、金秘書長が馬主席を代表して選挙結果に対し、「驕らず落胆せず、一心に団結し、改革を堅持し、民主を深化させる」（勿驕勿餒、團結一心、堅持改革、深化民主）との16字方針を伝え党内の同志と支持者を激励した。¹⁸ また、今選挙で当選した3名には祝福を、落選した2名にも慰労の意を表す電話をかけたことを紹介した。今選挙で国民党が獲得した三議席に対し、同秘書長は「我が党は三議席を獲得したが、総得票数は民进党に遅れをとり、理想とはかけ離れた結果となったと強調した。さらに、気を引き締めなければならず、今選挙におけるプロセスと結果につき詳細な検討を行う必要がある」と強調した。

民进党の蔡主席は、秘書長はじめ党幹部とともに記者会見に臨み、「選挙結果は予期したもので

はなかったが、謙虚にこの結果を受け入れる」と指摘した。¹⁹ また勝利した陳菊市長、頼清徳市長を祝福するとともに、敗れた蘇貞昌氏、蘇嘉全氏に対しても民進党の市議会議員の得票率及び議席数の躍進に貢献したと敬意を表明した。また支持者が今回の結果に失望していることを理解するが、落ち込んだり気を緩める余裕はないと指摘し、民進党は今後も更なる困難な挑戦が待ち構えており、自分は変わらぬ信念と勇気を以って、引き続き民進党を率い前進すると表明した。

上述のように両者の記者会見からは、昨年の県市長選挙と同様に「勝利宣言」は見られず、双方が「反省と検討」を強調する低姿勢に終始したものとなった。

5. 各市長選挙の結果

(1) 台北市

現職の郝龍斌が予想外の大差で蘇貞昌を下した。郝市長は早い段階から、苦戦を強いられてきたのに加え、同市幹部が公共工事の不正入札疑惑などで取調べを受けるなど、9月以降は支持率が蘇氏と拮抗する局面も見られたが、副市長をはじめとした側近を更迭する荒治療人事を断行したほか、11月6日に市内で開催した花博覧会も好評で支持率を上げ、選挙前日に発生した銃撃事件も郝氏を後押ししたと見られる。²⁰ 一方民進党の蘇氏は、得票率にして約13%という大差での敗北となったが、同人の獲得した43.8%という数字は2006年の謝長廷氏の40.9%を上回ったが、指標とされた1998年の陳水扁氏の45.9%を下回り、台北市における民進党の支持基盤を固めただけの結果に終わった感がある。「勝ち目のない台北市長選挙で善戦したのを勢いとして、2012年の総統選挙を目指す」という蘇氏陣営の当初の目論見は黄色信号がともる結果となった。

(2) 新北市

同市は台北市と同様に前日に発生した銃撃事件の影響を強く受けた選挙区と指摘された。具体的には、国民党支持寄りの中間層の多くが投票所に足を運び、多くが朱立倫に投票したとされた。²¹ 選挙は国民党が、勝利を優先し周錫璋県長の再選を断念させ、次世代ホープの朱立倫氏を擁立した。朱氏は早い段階から、丹念に基層を回り支持を訴える組織戦を展開し、支持を重ねた。一方、民進党は当初蘇元院長の出馬が期待されたが、同氏が台北市長選挙の出馬を決定したことで、本来は台北市長選挙への出馬を模索していた蔡主席が党内世論に押される形で新北市長選挙への出馬を決めた経緯があり、蘇氏と蔡主席の不仲に加え「二人とも本心では2012年の総統選挙が目標であり、今選挙は踏み台にすぎない」と指摘されるなど、選挙戦は順調ではなかった。今結果は、朱氏にとっては、最大の人口を擁する新北市長の行政経験を積むことで、更に上を目指す格好の機会となるであろう。一方、敗れた蔡主席は党務をこなしながらの初の大型選挙の出馬であったが、蘇元院長に比べると「善戦、健闘」と支持者が感じる得票率(47.39%)を得たことで、「荣誉ある敗北」として民主党を引き続き率い、2012年の次期総統選の党内有力候補として正式に名乗りをあげる資格を得ることになった。²²

(3) 台中市

同市長選挙は、「国民党圧倒的有利」の下馬評こそ覆すことはできなかったが、得票率は僅かに2.24%差、得票数も約3万票に迫る接戦となり、今選挙最大のサプライズであった。民進党にとって同市は、支持率の高い現職の胡市長、国民党が伝統的に強い選挙区ということもあり、勝利から一番遠い選挙区であると認識され、新北市とともに候補者選びに難航した。蔡主席及び党内世論に押される形で出馬した蘇嘉全氏は、屏東県長、農

業委員会主任委員、内政部長を歴任した次世代のリーダーの一人であったが、半年前には「蘇嘉全って誰」と言われる典型的な落下傘部隊としての挑戦であった。しかしながら、同人はオバマ大統領が大統領選挙で用いた「Change 改変」をスローガンにして選挙期間中、新台中市を延べ2万8千キロも走破し、1800回もの座談会を開催するなどして、基層に食い込む精力的な選挙戦を展開し、大善戦する結果となった。²³ 一方、国民党は、当初は最も楽な選挙区とみなされたが、胡市長の健康状態、台中市における地方派閥の協力体制がスムーズにいかないなど、現職市長という利点を十分に活かせず守勢に回る選挙を強いられた。²⁴

(4) 台南市

同市は、民進党が伝統的に強い地域であり、党内予備選で勝利した頼清徳の優勢が当初から予測されたが、9月に民進党を離党し無所属での出馬が噂された許添財現市長の出馬断念により、大勢は決することとなった。結果は選挙前の予想通り得票数で20万票、得票率にして20%以上の差をつけて圧勝した。頼氏の台南における大勝は、民進党にとって次期総統選挙に向けての大きな「強心剤」となった。²⁵ 一方国民党は、学者出身でクリーン、品性といった特質を備えた郭添財氏を担ぎ出したが、政治家によく見られる基層を歩き、日常的に有権者と接触するタイプではないこともあり、党中央の強い支持を受けながらも支持が伸びず大敗を喫した。²⁶ 同人は政界からの引退を表明しており、国民党にとって同市は今後も開拓困難な地域として取り残されることが懸念されている。

(5) 高雄市

同市長選挙は、民進党の分裂選挙という厳しい局面を迎えたが、民進党内の争いで漁夫の利を得るはずだった国民党候補の黄昭順の支持は全く伸

びず、強敵二人の争いの中で埋没する結果となった。楊秋興も一部企業界や宗教界の支持を得るなど健闘が期待されたが、最終的には政党対決という構図の中に埋没し、「棄保効果」も発酵せず2位を確保するのがやっとであった。²⁷ その点、陳菊は3人対決の中で得た52.8%という得票率は楊と黄二人の得票率を足したものよりも多く、圧勝であったといえる。

また、同市で無所属候補として市議選に出馬していた陳水扁前総統の長男で自身もマネーロンダリング等の罪で起訴、公判中の陳致中氏は最多票を獲得し当選を果たした。²⁸

6. 終わりに

今選挙に対する現段階の感想として、2012年の次期総統選挙の前哨戦に位置づけられた今選挙で国民党は「面子に勝ったが、中身で負けた」(贏了面子、輸了裡子)という指摘は核心をついた表現である。すなわち、国民党は自身が設定した勝利ラインの現有3ポストこそ確保したものの、総得票数、総得票率で民進党の後塵を拝したほか、長年地方議会で誇ってきた優勢も今選挙での議席獲得数では民進党と「引き分け」に終わり、次期総統選挙で再選を目指す馬総統にとっても今後の試練を予感させる結果となった。特に政権与党として、経済指標も近年にないほどの好調な数字を示し、兩岸関係も着実に進展する中でかかる苦戦を強いられた原因を追究、検討しない限り、総統再選への道のりは更に険しいものとなるであろう。

民進党は昨年の県市長選挙、立法委員補選などで勝利を重ね、今選挙を次期総統選挙へのステップにするための重要な戦役と位置づけていたが、今選挙で獲得できたのは南部二都市にとどまり、多くの支持者が落胆する結果となった。しかし、台中市での躍進、蔡英文、蘇貞昌両候補により実践された政党対立、族群対立を煽る民進党の伝統的な選挙戦略とは異なるソフトな手法は、都市の

有権者に対し新しい民進党を印象付けたといえる。²⁹ 両党は休むまもなく、2011 年末から 2012 年 3 月に予定されている立法委員選挙、総統選挙に向けて走り出すことになる。

最後に選挙前日の 11 月 26 日に発生した連勝文氏の銃撃事件が、「今選挙の投票率を数%押し上げた」、「国民党に有利な結果となった」と議論されているが、かかる指摘は科学的に証明すること

は困難であることを承知した上で、筆者自身も「少なからず影響を与えた」と実感しているが、今問題に関しては次号で検討するをしたい。いずれにしろ、重要な選挙において一発の銃弾が選挙情勢に大きな影響を与え、その国、社会の動向を左右することは、今後絶対に起きてはならないことを強く願う次第である。

- ¹ 「台北市長選前三週民調」『TVBS』（2010 年 11 月 11 日）http://www.tvbs.com.tw/FILE_DB/DL_DB/doshouldo/201011/doshouldo-20101112185652.pdf、
「5 都選前最後民調 藍在北北中微幅領先 中間票定江山」『中国時報』（2010 年 11 月 16 日）頁 1。
- ² 「新北市長選前三週民調」『TVBS』（2010 年 11 月 9 日）http://www.tvbs.com.tw/FILE_DB/DL_DB/rickliu/201011/rickliu-20101112152435.pdf、
「5 都選前最後民調 藍在北北中微幅領先 中間票定江山」『中国時報』（2010 年 11 月 16 日）頁 1。
- ³ 「高雄市長選前三週民調」『TVBS』（2010 年 11 月 7 日）http://www.tvbs.com.tw/FILE_DB/DL_DB/doshouldo/201011/doshouldo-20101110184846.pdf、
「5 都選前最後民調 藍在北北中微幅領先 中間票定江山」『中国時報』（2010 年 11 月 16 日）頁 1。
- ⁴ 「緑民調 贏北市、南二都」『聯合報』（2010 年 11 月 16 日）頁 4。
- ⁵ 「超級星期天 藍力挺 楊淑君成最佳女主角」『中国時報』（2010 年 11 月 22 日）頁 2、「國民黨北市遊行 踢出楊淑君」『自由時報』（2010 年 11 月 6 日）頁 4。
- ⁶ 中国国民党ホームページ「馬主席強調一定要為楊淑君討回公道」（2010 年 11 月 21 日）<http://www.kmt.org.tw/hc.aspx?id=32&aid=5609>（2010 年 11 月 24 日にアクセス）
- ⁷ 民主進歩党ホームページ「能為這些失業的人辦一場遊行嗎？」（2010 年 11 月 18 日）http://www.dpp.org.tw/news_content.php?menu_sn=7 &sub_menu=43&sn=4606（2010 年 11 月 24 日にアクセス）
- ⁸ 「蘆洲造勢 蔡批評馬無視貧窮失業」『自由時報』（2010 年 11 月 22 日）頁 5。
- ⁹ 「連勝文中彈 射穿臉部」『聯合報』（2010 年 11 月 27 日）頁 1。
- ¹⁰ 「土地糾紛 搶手目標陳鴻源 誤擊連勝文」『自由時報』（2010 年 11 月 27 日）頁 1。
- ¹¹ 「我兒在醫院續為郝站台 連戰噙淚：讓老天祝福台灣」『聯合報』（2010 年 11 月 27 日）頁 3。
- ¹² 中国国民党ホームページ「金秘書長：譴責暴力，呼籲支持者冷靜」（2010 年 11 月 26 日）<http://www.kmt.org.tw/hc.aspx?id=32&aid=5631>（2010 年 11 月 28 日にアクセス）。
- ¹³ 民主進歩党「蔡英文：地方治安敗壞令人震驚、呼籲各界冷靜」（2010 年 11 月 26 日）http://www.dpp.org.tw/news_content.php?links=&kw=%E8%AB%8B%E8%BC%B8%E5%85%A5%E9%97%9C%E9%8D%B5%E5%AD%97..&Login1%3AtxtEmail=&menu_sn=&sub_menu=43&show_title=%E6%B4%BB%E5%8B%95%E8%A8%8A%E6%81%AF%E5%85x%AC%E5%91%8A&sn=4608&ad_type=&act=（2010 年 11 月 27 日にアクセス）。
- ¹⁴ 「五都爭霸揭曉 藍保北中 3 都 綠勝 40 萬票」『中国時報』（2010 年 11 月 28 日）頁 1、「席次 藍保 3 總票數 綠贏 40 萬」『聯合報』（2010 年 11 月 27 日）頁 1、「藍驚險保 3 綠贏 40 萬」『自由時報』（2010 年 11 月 28 日）頁 1。
- ¹⁵ 「五都選舉政黨總得票率」『中国時報』（2010 年 11 月 28 日）頁 1。
- ¹⁶ 政党別得票率に限れば、2004 年の立法委員選挙で民進党（35.72%）は国民党（32.83%）の得票率を上回っていたが、当時は国民党の友党であった親民党が 13.9%の得票率を獲得し、「青軍」が立法院で過半数の議席を得ていた。
- ¹⁷ 「議員席次 130：130 緑 28% / 41%」『自由時報』（2010 年 11 月 28 日）頁 1。
- ¹⁸ 中国国民党ホームページ「馬主席以「勿驕勿餒、團結一心、堅持改革、深化民主」與黨內同志及支持者共勉」（2010 年 11 月 27 日）<http://www.kmt.org.tw/hc.aspx?id=32&aid=5633> 2010 年 11 月 28 日にアクセス。
- ¹⁹ 民主進歩党ホームページ「蔡主席召開五都選舉結果記者會」（2010 年 11 月 27 日）
http://www.dpp.org.tw/news_content.php?links=&kw=%E8%AB%8B%E8%BC%B8%E5%85%A5%E9%97%9C%E9%8D%B5%E5%AD%97..&Login1%3AtxtEmail=&menu_sn=&sub_menu=43&show_title=%E6%B4%BB%E5%8B%95%E8%A8%8A%E6%81%AF%E5%85%AC%E5%91%3A&sn=4609&ad_type=&act= 2011 年 11 月 28 日にアクセス。

- 20 「子彈效應 郝狂勝贏蘇 17 萬票」『中国時報』(2010 年 11 月 28 日)頁 8。
- 21 「決戰前夕槍聲 打出淺藍選票」『自由時報』(2010 年 11 月 28 日)頁 10。
- 22 「投票率衝 71% 得票雙破百萬 綠雖敗猶榮」『中国時報』(2010 年 11 月 28 日)頁 3。
- 23 「卯足全力 這丈輸的漂亮」『聯合報』(2010 年 11 月 28 日)頁 4。
- 24 「派系同床異夢 老胡差點栽了」『中国時報』(2010 年 11 月 28 日)頁 12。
- 25 「看見未來 賴清德激發民眾期待」『中国時報』(2010 年 11 月 28 日)頁 16。
- 26 「郭蔬於耕耘 學者性格不討喜」『中国時報』(2010 年 11 月 28 日)頁 16。
- 27 「棄保沒醇 秋順相加 難敵菊」『聯合報』(2010 年 11 月 28 日)頁 6。
- 28 「陳致中高市最高票 擠掉民進黨吳銘錫」『自由時報』(2010 年 11 月 28 日)頁 22。
- 29 彭志平「恭喜兩黨之後」『新新聞』(2010.11.30-12.8 第 1239 期)頁 1。

台湾知的財産権質問箱 (Q & A)

第4回「台湾模倣品・海賊版対策Q & A」

(元) 特許庁審判部審判官・
交流協会台北事務所経済部主任
(現) かなえ国際特許事務所
副所長・弁理士 松本 征二

<はじめに>

台湾知的財産権質問箱 (Q & A) の第4回目は、台湾の模倣品・海賊版対策を取り上げます。

台湾では、2003年1月に模倣品・海賊版（以下「模倣品等」といいます。）の取り締まりを専門的に行う警察部隊（保護智慧財産権警察大隊）を設立する等、模倣品等の取り締まりに積極的に取り組んでいます。その背景は、台湾は日本の九州程度の広さで、資源も乏しいことから、経済のさらなる発展には海外からの投資拡大が必要であり、そのためには、知的財産権保護に関する整備が重要であることを政府自体が認識していることが挙げられます。

しかしながら、2009年の保護智慧財産権警察大隊による模倣品等の摘発件数に占める権利者の国籍割合を見てみると、米国は38%、欧州は32%であるのに対して、日本はわずか9%で、権利者が欧米の場合と比較して、明らかに摘発件数が少なくなっています。この結果は、権利者が日本の製品の模倣品等が少ないのではなく、権利者側が、台湾に於ける模倣品等の取締機関の活用方法を十分に理解していないことが原因であると筆者は考えています。

そこで、台湾知的財産権質問箱 (Q & A) の第4回目では、台湾で模倣品等を効果的に摘発するために留意すべき点について、御説明致します。

Q 1. 台湾で模倣品等の被害にあった場合、どのような救済措置があるのでしょうか？

(A) 司法による救済と行政による救済があります。

司法による救済は、権利侵害による損害賠償請求、販売や輸出入の差止請求等を裁判所に提起することになりますが、模倣品等の製造或いは販売業者を特定し、且つ、証拠を集めた上で訴訟をすることになります。また、裁判で勝訴しても、模倣品等の製造又は販売業者に資産が無ければ損害賠償金を得ることができず、弁護士費用等、必要経費の方が高くつく場合がありますので、事前に被告側の資産状況についても調査しておく等、周到な事前準備が必要です。なお、台湾では、専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）には刑事罰の規定が無いことから、専利権の侵害に対しては、民事による救済を求めることになります。

一方、損害賠償金等を得ることが目的ではなく、模倣品等の製造又は販売業者に行政罰・刑事罰等の打撃を与え、模倣行為を止めさせることが目的である場合には、行政機関による救済を求めた方が費用及び効果面で有効です。

Q 2. 台湾で模倣品等の救済を行う行政機関はどこですか？

(A) 一般的には、警察、税関、公平交易委員会に救済を求めます。

警察には商標権侵害及び著作権侵害について、税関には商標権侵害及び著作権侵害に加え、裁判所から仮処分を得ている場合には専利権侵害につ

いて、公平交易委員会にはデッドコピーや包装の模倣等の不正競争行為について、救済を求めることができます。

なお、重大犯罪については法務部調査局、また、地検が告発・告訴・自首により捜査を行う場合がありますが、通常の模倣品等や不正競争行為については、警察・税関・公平交易委員会が一般的に取り扱います。

Q 3. 警察にはどのように模倣品等の摘発を依頼したらよろしいのでしょうか？

(A) 模倣品等の製造或いは販売の具体的証拠を既に有している場合は告訴、製造又は販売業者等の特定ができない場合は、摘発の依頼を行います。

デパート等で模倣品等が販売されている事実をつかんでいる場合は、(1)商標登録証、著作の創作又は発行の証明書等、権利者であることを証明する書類、(2)模倣品等を購入した領収書、(3)購入した模倣品等の鑑定書、(4)刑事委任状、を揃えて、警察に告訴を行います。なお、告訴は、一般警察でも上記した保護智慧財産権警察大隊のどちらでも可能です。その後は、警察が捜査を行い、被疑者を逮捕・送検し、検察が証拠十分と判断すれば、起訴し刑事裁判手続きに入ります。

また、模倣品等が出回っている事実を把握はしているものの、例えば、夜市を転々としたり、チラシを見て申し込みがあった模倣品等を郵送する等、製造又は販売業者を特定できない場合は、警察に権利者であることを証明する書類を提出すると共に、真贋鑑定のポイント及び警察が模倣品等と思われるものを発見した際の連絡先を伝えます。そして、警察から連絡を受けた場合には、速やかに真贋鑑定を行い、模倣品等である場合には、鑑定書及び刑事委任状等、告訴に必要な手続きを行います。

Q 4. 明らかに模倣品等とわかる場合であっても、警察は独自に逮捕・送検をしないのですか？

(A) 実務上は、告訴があつてから捜査が行われます。

著作権侵害は、光ディスクを複製する方法により他人の著作権を侵害した場合を除き親告罪ですが、商標権侵害は非親告罪です。したがって、夜市等で販売されている映画や TV ドラマ等の海賊版 DVD や商標権侵害の場合には、法律上、警察は告訴を待たずに自ら捜査することができ、また検察官は被疑者を起訴することができます。

しかしながら、近年、模倣品等も非常に精巧になっており、一見しただけでは、真贋の判断が難しい場合があります。警察もある程度は真贋の判断ができ、被疑物件を見つけることはできますが、それが本当に模倣品等であるのかの最終判断を警察の責任で行うことは困難です。

したがって、実務上は、警察から連絡を受けた権利者自らが真贋鑑定を行い、告訴する手順が一般的です。

なお、権利者の告訴による場合、仮に検察官が不起訴処分にしても被害者として再議の提起ができ、また、被告と和解した場合には、告訴を取り下げることができるというメリットがあります。

Q 5. 警察から通知を受けたら、真贋鑑定はすぐに行わなければならないのでしょうか？

(A) 通知を受けたら、速やかに指定場所に赴き、真贋鑑定を行う必要があります。

台湾の憲法及び刑事訴訟法では、被疑者を逮捕後、24 時間以内に送検できない場合には、被疑者

を釈放しなければならない旨規定されています。

したがって、警察に摘発を依頼する際には、警察からの連絡を受ける窓口（担当者名及び電話番号）を警察に登録すると共に、警察から連絡があった時には、権利者自らが直ぐに指定場所に赴くことが必要です。なお、権利者自らが真贋鑑定を行うことが困難な場合には、真贋鑑定の訓練を施し、権利者から真贋鑑定権と被疑者を告訴する権限を委任された者であれば、権利者に代わり、真贋鑑定を行うことが可能です。

冒頭、権利者が日本の製品の模倣品等の摘発が少ない旨指摘しましたが、欧米の権利者は、警察・税関の取締官を対象に積極的に真贋の見分け方の研修会を実施すると共に、警察との連絡体制及び真贋鑑定体制の整備をしています。一方、このような体制整備を行っている日本の権利者が少ないことが、日本の模倣品等の摘発が少ない大きな理由と考えられます。

Q 6. 税関にはどのように模倣品等の水際対策をお願いすればよろしいのでしょうか？

(A) 模倣品等の具体的な通関情報を持っている場合は「告発」、権利侵害の事実は把握しているものの、通関情報が特定できない場合は「提示」を行います。

まず「告発」ですが、権利侵害の疑いのある輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港、日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ No.、貨物の保管場所等、模倣品等の具体的な通関情報と共に、下記(1)～(3)の資料を関税総局又は輸出入地の関税局に提出することにより、水際取締が行われます。

次に、「提示」とは、権利侵害の事実を把握しているものの、通関情報等を具体的に特定できない場合に行われます。この場合は、下記(1)～(3)の

書類を関税総局又は輸出入地の関税局に提出します。そして、通関業務の過程で、疑義のある物品を発見した場合には、権利者に通知がなされます。

そして、税関での真贋鑑定は、空運輸出の場合には4時間以内、空運輸入或いは海運輸出入の場合には1営業日以内に税関に赴いて鑑定を行い、更に、通知を受けてから3営業日以内に侵害証明書類を提出することが必要です。

したがって、警察の摘発の場合と同様、税関との連絡体制及び真贋鑑定体制の整備をしておくことが必要です。

なお、税関では専利権の侵害についても水際取締を行っていますが、先ず、権利者が裁判所から侵害物品の輸出入を差止める旨の仮処分を得た後に、権利侵害に係る輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港、日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ No.、貨物の保管場所等の具体的な情報を提供する必要があります。

<提出書類>

- (1) 侵害を受けた事実及び侵害物を識別するに足る説明（真正品及び模倣品・海賊版の写真による説明等）。
- (2) 権利証書（商標登録証、著作権証明書）。
- (3) 代理人の代理証明文書。

Q 7. 警察・税関での模倣品等の摘発を向上するため、取締官を対象とした真贋鑑定研修会を開催したいと思いますが、どのようにお願いしたらよろしいのでしょうか？

(A) 業界団体を通して、警察・税関に真贋鑑定研修会の開催を依頼できます。また、台湾駐在の日本企業の集まりである台北市日本工商会では、会員企業の為に、警察・税関に対する真贋鑑定研修会を定期的に行っています。個別企業で参加したい場合には、台北市日本工商会の会員になり、研

修会に参加することも可能です。

なお、上記したとおり、真贋鑑定を速やかに実施する体制が整っていない場合、警察・税関から通知があっても時間内に鑑定ができないことから、結局被疑者を釈放したり貨物の通関を認めることとなります。結果として、摘発に繋がらないどころか、「あの会社は、依頼はするが、対応が非常に悪い。」との印象をもたれると、以後の摘発に悪影響を与えかねません。

警察・税関も組織である以上、摘発件数は業績評価の指標となります。模倣品等の摘発は、お互いが Win-Win 関係になれますので、双方が信頼できる関係を築くことが重要です。

Q 8. 不正競争行為の摘発はどのように依頼すればよろしいのでしょうか？

(A) 何人も「他人の名前、商号、商標、商品の容器若しくは梱包、形態、又はその他他人の商品・役務等の表示の模倣行為」があると判断した場合は、公平交易委員会に書面で告発し、侵害商品の販売・製造、運輸、輸出又は輸入行為を禁ずる行政措置を請求することができます。

公平交易委員会は告発の受理後、調査・研究を行い、告発された行為が不正競争行為に該当するか否か審議を行います。審議の結果、当該行為が不正競争行為に該当すると認定されると、侵害者に期限を定めて当該行為の停止、改善又は必要な是正措置を取るよう命じると共に、過料に処することもできます。更に、前記の期限を経過しても、当該行為が停止、改善されず、又は是正措置が取

られていない場合には、懲役、拘留又は罰金又は併科に処することもできます。

そして、公平交易委員会の決定は行政処分に該当するので、訴訟とは異なり、決定が下されると、侵害者に不服があっても、執行力はすぐに生じません。

なお、公平交易法の条文上は、商標権侵害に関しても公平交易委員会に告発することができますが、公平交易委員会は、未登録の海外の著名商標が侵害された場合のみ取り扱い、登録済み商標の侵害については取り扱っていないので注意してください。

Q 9. 当社が日本でのみ販売している商品の包装を模倣した商品が台湾で販売されているようです。今後、当社の商品を台湾で販売しようと考えていますが、台湾で既に販売されている商品を不正競争行為で告発できますか？

(A) できます。

台湾内で販売されていなくても、台湾で販売されている模倣商品より前に、日本で販売している事実があれば告発は可能です。実際に、あるファーストフード店が台湾で営業を開始するより前に、店内の色や商品の写真配列等、あたかも、そのファーストフード店が営業していると見間違うサービスの提供をしてした店に対して、そのようなサービスの提供は不正競争行為に該当すると認定された事例があります。

台湾海峡をめぐる動向（2010年9～12月）

経済貿易関係の緊密化を進める台湾と中国

門間理良（文部科学省教科書調査官）
（元交流協会台北事務所専門調査員）

1. 台湾当局の中台情勢に関する自己評価

中華民国建国99周年を祝う国慶節（10月10日）前後に馬英九総統と中国問題を主管する頼幸媛大陸委員会主任委員、そして行政院のスポークスマンとして機能する新聞局の江啓臣新聞局長が、深化の進む中台関係や目下の外交について自己評価を行った¹。

(1) 馬英九総統

馬英九総統は10月10日の国慶節で演説し、中台関係などについて次のように述べた。

この2年あまりの間、政府は兩岸関係を改善し、平和的繁栄を促進し、また同時に、国際社会への参加も拡大した。兩岸間において直行便の運行がスタートし、中国の旅行客が來台観光を行った時、台湾が38年間欠席していた「世界保健機関（WHO）の年次総会」（WHA）にも出席した。過去6年間加盟を拒否されてきた「政府購買協定」（GPA）にも加盟し、また、米国とトップレベルの相互信頼を再び構築し、重要な武器購入も再開し、「貿易投資枠組み協議」（TIFA）の話し合いも再び開始されることになった。また、英国、アイルランド、ニュージーランド、ハイチなどの国々から台湾に対するビザ免除措置の付与を勝ち取り、欧州議会では台湾支持の決議を多数回にわたり可決し、その他の国々との実質的な友好関係も増進した。

これまで我々は中国と、14項目の協議に調印したが、いずれの協議項目についても「対等、尊厳、互惠」「台湾を主体とし、国民にプラスとなる」こ

とを行ったものであり、国家主権と台湾の尊厳を護持した。

今年6月に台湾が中国と調印した「兩岸経済協力枠組み協議」（ECFA）は、すでに9月12日に発効している。これは過去2年間の兩岸における最も重要な協議項目であり、兩岸経済協力のために新しい一里塚を切り開いたものだ。しかし、我々は中国の労働者の來台就労および新しい農産品の輸入を開放してはおらず、逆に台湾の農業、伝統産業、サービス産業のために新しいビジネスチャンスを勝ち取った。アーリーハーベスト（早期の実施・解決項目）の面を例にだすと、6万人分の就業の機会と1900億元（約5300億円）の生産高を創出できたのであり、台湾がアジア太平洋地域における経済統合の列に加わり、辺境化されることを回避したのであり、また同時に国際化も加速したことにもなる²。

(2) 頼幸媛大陸委員会主任委員

行政院大陸委員会の頼幸媛主任委員は10月2日に講演を行い、「台湾の国民の核心的利益は新しい概念ではない。政府による中国政策の施政目標についての分類から見ると、台湾の国民の核心的利益は、少なくとも以下の7項目が含まれる」として以下のように述べた。

①「民主主義」

民主主義は台湾社会が発展する基本原則であり、国民の生活方法、基本的価値観でもある。台湾の自由および多面的な空気は、国民の思想観念と日常生活の中に存在しているのであり、我々は民主主義を用いて政治的な争議を解決することが

習慣になっている。民主主義はすでに台湾において最も重要な核心的利益となっている。

②「主権」

台湾の国民は主権国家の国民が享受すべき一切の権利と義務を享受している。民進党政権の期間中も、「中華民国は主権の独立した国家である」と何度も強調してきた。中華民国政府は、「いかなる外在的な客観的環境の変化においても、中華民国の主権を損なうことはできない」と主張するものである。

③「安全」

台湾は自国の安全を保護する権利があり、全国民により選出された中華民国政府は国民の生命・財産の安全を守る責任をより一層負うものである。そのため、台湾は自衛に足りうる堅実な国防力を備えなければならない。

④「兩岸関係の未来に対し、自由選択の権利がある」

台湾の国民2,300万人には自由の選択および台湾の前途を決める権利がある。これは台湾の与野党のコンセンサスであり、いかなる兩岸関係の未来の主張についても、思想の自由、言論の自由の範疇に属し、中華民国憲法の保障を受けるものである。

⑤「有意義な国際社会の活動空間へ参加する権利」

グローバル社会の一員として、台湾の国民は国際的な実務に参加する権利があり、国際社会の活動空間への有意義な参加の権利もある。これは絶対多数の台湾の国民の切なる期待である。

⑥「差別を受けない権利」

経済・貿易大国として、台湾の国民は公平な競争を行う貿易環境を持つ権利があり、地域の経済統合に参加する権利も持っている。さらに、台湾は貿易パートナー国と経済協議についての調印を行う権利も有している。

⑦「社会的弱者の生存の権利」

経済による地域統合の過程の中で、台湾の伝統

産業、農業、労働者は保護を受け、犠牲にならない権利がある。

頼主任委員はさらに「台湾の国民の核心的利益は、すなわち、台湾の国民の生存の権利である。これは割り引くことのできない基本的権利であり、政府は責任をもって守るものである。台湾の国民の核心的利益が理解ならびに尊重されてこそ兩岸関係は健全に継続的な発展ができるのである。兩岸平和の永遠なる基礎を固めるために、兩岸関係は二度と戻れない限界点を越え、逆戻りできない永久平和に達するようにしていくものである。端的に述べるならば、『台湾の国民の核心的利益は、兩岸関係発展の重要な基礎』なのである」と指摘した³。

頼主任委員のこの演説は、台湾が中国と政治・経済に限らず交渉を行っていく際に、「台湾の国民の核心的利益」として譲ることのできないラインを中国と台湾の住民に示したものと解することができる。

(3) 江啓臣行政院新聞局長

馬英九総統は2008年5月に就任して以来、「統一しない、独立しない、武力行使しない」の兩岸政策方針および「台湾を主体とし、国民に有益である」の原則の下で、兩岸の好循環の相互連動および国際社会での発展と協力を積極的に推進してきた。今年6月に台湾と中国は「兩岸経済協力枠組み協議」(ECFA)を締結し、今後兩岸間800品目あまりの製品の関税が減免され、双方のサービス貿易の開放や知的財産権の保障が実施される。これは、馬総統が中国住民の來台観光解禁および兩岸直行便就航による三通(通商、通航、通郵)実現後、兩岸関係の発展における重大な突破であり、双方の関係は新たな段階に入った。

2008年7月に台湾が中国住民の來台観光を開放して以来、これまで中国からの來台観光客はすでに150万人に達した。このほか、立法院は今年

8月に中国学生の台湾での就学を認める法改正を行った。ECFAの発効は、今後の兩岸の経済・貿易の制度化および台湾のアジア太平洋および世界経済統合への参加にも寄与するものである。中国からの投資・観光客・留学生は台湾にビジネスチャンスをもたらし、経済発展の新たな活力となるだけでなく、兩岸住民の接触と理解が深まることにより、国際社会が長きにわたって懸念していた台湾海峡の衝突の発火点を消し去ることになる。これも馬総統の兩岸政策が国際社会にもたらす「平和による利益」である。

兩岸の和解ムードの下、台湾は2009年に初めて「世界保健機関」(WHO)の招請を受け、オブザーバーとしてWHO年次総会に参加した。今年5月にも再び招請を受けて同総会に参加し、台湾の防疫および医療介護分野の発展の経験を世界の人々に向けて発信することができた。世界はいま、気候変動の試練に直面し、また国際飛行安全の向上にも力を入れて取り組むなか、台湾は「国連気候変動枠組み条約」(UNFCCC)および「国際民間航空機関」(ICAO)等の国連専門機関への参加を通じて、世界各国と手を携えて協力し、共に解決の道を探っていくことを願っており、中国および国際社会からの支持が得られることを期待している。

兩岸関係が平和的な方向へと穏健に前進していることは、兩岸の協力発展の契機を切り開いただけでなく、国際社会の期待にも合致するものであり、台湾が国際社会の「新地域主義」に直面するなかで、新たに経済発展の主導権を握る重要な出発点となった。スイスの国際経営開発研究所(IMD)が発表した「2010年世界競争力年報」によると、台湾は2009年の世界第23位から、第8位へと飛躍的にランクアップし、その上昇幅は世界一であった。そのほか、ECFA調印後、国際社会は台湾の経済発展を楽観視しており、2010年の経済成長率は8.24%に達すると予測されている。

米国のビジネス環境リスク評価会社(BERI)が発表した今年9月のレポートによると、台湾の投資環境が世界第4位と評価された。

今後、台湾は「チャンスを最大化し、リスクを最小化する」の原則の下、兩岸関係を積極的に改善していくほか、世界各主要貿易パートナーと貿易協力協定の締結交渉に尽力し、同時にバイオテクノロジー、グリーンエネルギー、ハイエンド農業、観光旅行業、医療介護、文化コンテンツ、知能産業、重点サービス業など32の投資項目について、国際ビジネス誘致を進め、台湾を地域貿易、投資、イノベーションの中心となるようにしていく。

中華民国の発展の歴史を振り返ると、61年にわたり兩岸が別々に発展する状況であった。兩岸問題はその歴史的要素から、双方の政治および社会制度の違いなどの難題の克服には、なお時間が必要である。しかしながら、台湾は引き続き兩岸関係の改善およびより幅広い国際活動への参加を通じて、平和的な環境によって国家の総合競争力を全面的に引き上げ、「台湾を壮大化し、アジア太平洋とつながり、世界に布石を打つ」の目標を達成し、台湾に「黄金の十年」の発展チャンスをもたらすよう切り開いていきたい⁴。

2. 習近平国家副主席、胡錦濤総書記の後任に確定

(1) 習近平氏、軍事委員会副主席に就任

10月18日、共産党の重要方針を決定する第17期中央委員会第5回総会(5中全会)は、習近平国家副主席の軍事委員会副主席就任を決定した。その後、習氏は10月28日、第11期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第17回会議において、国家中央軍事委員会の胡錦濤主席の指名に基づき、同委員会副主席にも選出された。3名の副主席中、習氏の序列はとくに明らかにされていなかったが、中国国防部HPで確認したところ、副

主席の筆頭に掲示されている⁵。これによって、習氏は党と国家の2つの軍事委員会（構成メンバーは同じ）の副主席となり、2012年秋に開催予定の共産党第18回党大会で総書記に選出されることが確実視されるようになってきている。この国家副主席と中央軍事委員会副主席の兼務は胡錦濤主席も歩んだ最高権力者への道なのである。

中国は江沢民氏以後、最高指導者に党（総書記）、国家（国家主席）、軍（軍事委員会主席）の3ポストを独占させるシステムをとっている。これは、毛沢東・鄧小平というカリスマ指導者が世を去り、集団指導体制をとるようになった中国共産党において、1人に権力を集中させることで、権力闘争が起きないように安定させるという意味がある⁶。なお、軍事委員会は以下の12名で構成されている。

（2）軍最高幹部は党の高級幹部

表から了解できることは、軍事委員会のメンバーはみな中国共産党の最高幹部であるという事実である。共産党員は全国で約7336万人（2007

年6月現在）を数えるが、その中で第17期党大会に出席できる権利をもつ代表が2213人、そこから選出される中央委員会の委員が204人、同候補委員が167人となっている。中央委員からさらに中央政治局委員25人が選出され、さらにその中の9人が政治局常務委員となる。軍事委員会のメンバーは主席の胡錦濤氏が総書記（政治局常務委員）、副主席の習近平氏が政治局常務委員、郭伯雄・徐才厚両副主席が政治局委員、平の中央軍事委員会委員8人も党中央委員の地位を保持しており、中央軍事委員会内における地位は、共産党内における地位に比例していることになる。軍で昇進していくには共産党員として優れていることが必要とされていることになる。そのため、いまのところ軍の高級幹部にとって、軍が政治的任務も帯びている党軍でもあり国軍でもあるという位置づけに矛盾を生じてはいない。もちろん、解放軍が軍事任務を高度化させ、専門性を高めている現状が続いていけば、党軍から国軍へのシフトが徐々に進んでいくという見方も可能ではある。しかし、人民解放軍が歴史的に党の軍隊として存在

表 中央軍事委員会名簿

姓 名	軍事委員会	共産党	国 家	解放軍
胡錦濤	主 席	総書記	国家主席	シベリアン
習近平	副主席	中央政治局常務委員	国家副主席	シベリアン
郭伯雄	副主席	中央政治局委員	—	—
徐才厚	副主席	中央政治局委員	—	—
梁光烈	委 員	中央委員	國務委員兼 国防部部长	—
陳炳徳	委 員	中央委員	—	総参謀長
李継耐	委 員	中央委員	—	総政治部主任
廖錫龍	委 員	中央委員	—	総後勤部部长
常万全	委 員	中央委員	—	総装備部部长
靖志遠	委 員	中央委員	—	第二砲兵司令員
呉勝利	委 員	中央委員	—	海軍司令員
許其亮	委 員	中央委員	—	空軍司令員

資料出所：筆者作成

し続けてきていること、国家の軍隊として機能するには、国家に対する党の指導という中国政治の大原則を突き崩す必要があること、国家中央軍事委員会設置ときに、党の軍に対する絶対的指導が崩れるのではないかと軍に衝撃を与えた⁷ほど、党と軍の関係が絶対的な上下関係にあることなどを考えると、党軍から国軍への移行は簡単ではないことが理解できる。

(3) 中央軍事委員会はシビリアン2人に対し制服組10人

中央軍事委員会の構成を見ると、胡錦濤主席、習近平副主席を除く10名が制服組ということは注目に値する。前述したように、解放軍の幹部は共産党の幹部でもある。中央軍事委員会のトップとNo.2は、党の序列からいっても他の中央軍事委員会のメンバーよりも上位に位置するので、指揮・命令に服することは間違いない。しかしながら、中央軍事委員会の中でシビリアンが2人に対し、制服組10人という構成は、いかに「軍は党に従う」という体制の中国とはいえ、専門家以外には分かりづらい軍事問題に関して解放軍の意向が通りやすい状況にあるという懸念は存在するのである。

他国の同様の組織と比較してみると、それはわかりやすい。アメリカの国家安全保障会議(NSC)は、大統領が議長となり、副大統領・国務長官・国防長官が基本メンバーとなっている。法定上、これらに加えてCIA長官が情報顧問に、統合参謀本部議長が軍事顧問に指定されている。日本では、安全保障会議設置法(1986年)を根拠として、内閣に安全保障会議が設置されている。同法によれば、安全保障会議の構成メンバーは、総理大臣・総務大臣・外務大臣・財務大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・防衛大臣・内閣官房長官及び国家公安委員会委員長の9大臣となっている⁸。このように、日米では国家安全保障に関する会議の正

式メンバーは、みなシビリアンなのである。

(4) 統帥権は中央軍事委員会が保持

一般的に言って、国家の保有する軍事力の統帥権は国家元首あるいは民主的に選ばれた政権の代表(首相)が保持している。日本の場合は、総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権を有している(自衛隊法第7条)。中国で国家元首に相当するのは国家主席のポストであるが、統帥権は国家主席にはなく、中央軍事委員会が保持している。また、中国の国防法(1997年制定)によれば、国家中央軍事委員会の職権には以下のようなものがある。①全国の武装力(人民解放軍、予備役、武装警察、民兵)を統率する、②軍事戦略と武装力の作戦方針を決定する、③解放軍の建設を指導し、管理する、④全国人民代表大会・同常務委員会に議案を提出する、⑤軍事法規を制定、命令する、⑥解放軍の体制と編制を決定する、⑦武装力成員の任免などを決定する、⑧武装力の装備体制などを決定する、⑨国務院と共同して国防経費と国防資産を管理する。また、国防法は第19条で「中華人民共和国の武装力は、中国共産党の領導を受け、武装力内の共産党組織は中共党規約にもとづいて活動する」としている⁹。文面からは国家中央軍事委員会は集団指導体制のようにも見えるが、主席責任制を実行すると憲法に規定されている。

ここから了解できるのは、中央軍事委員会が軍政軍令の両権限を保持しており、国務院は下部機構として国防部を有しているものの、実際には軍を指揮したり命令したりする権限をなにも持ち合わせていないことが分かる。人民解放軍は自衛隊以上に災害救援や復旧作業の際には大々的に活動しているが、民政担当として災害救援と復旧とに責任をもつ国務院が軍との連携に支障をきたす事態が発生する可能性がある。少なくとも国務院総理と筆頭副総理(次期総理)が序列No.2、4という形で中央軍事委員会に入っておいたほうが、平

時の解放軍の運用という面からも、また、シベリアンコントロールという面からも、いいように思われる。

(5) 台湾当局は習氏を「知台派」の「民族主義者」と評価

さて、中国政治の第5世代リーダーとなることが事実上決定した習副主席は、台湾問題をどのように処理していくだろうか。習副主席は地方勤務の皮切りこそ河北省だが、その後は福建省アモイ市（市委常務委員兼副市長）、同省福州市（市委書記）、福建省（省委副書記兼省長）での勤務を経て、浙江省（省委書記）、上海市（市委書記）を歩いている。福建・上海は、ともに台湾ビジネスマンが多く活動している地域でもあるので、台湾関係者との接触も多かったはずであり、習副主席は少なくとも「知台派」ではあろう。だからといって習氏が「友台派」となる保証はどこにもない。台湾の国家安全局の蔡得勝局長は領土・主権問題に関しては、中国指導者に「タカ派」と「ハト派」の区別は存在せず、全員が民族主義者であると立法院で答弁している¹⁰。

また、胡錦濤主席の権力掌握過程から類推すると、たとえ2012年に習氏が総書記に、2013年3月の全人代で国家主席にそれぞれ選出されても、そこから1～2年は胡錦濤氏が中央軍事委員会主席の座を手放さないということが予想される。習氏は3ポストを完全に握らないうちは、自身の慎重な性格もあいまって、台湾問題のような重要事項に積極的な変更を加えていくことはせず、胡錦濤氏の敷いたレールの上を歩むことになると考えられる。ただ、これは台湾問題が2014～2015年まで全く現在と比べて変化がないということを意味してはいない。胡錦濤主席が退任前に中台交渉の新局面を創り出すべく、軍事的信頼醸成に係る協議を台湾に始めさせるために、台湾向けミサイルの撤去を行うなどして、台湾側に揺さぶりをかけてくる

ような事態もあるかもしれないからである。

3. APECにおける連胡会談と第6回海基会・海協会トップ会談の行方

(1) 連戦元副総統、横浜 APEC で胡錦濤主席と会談

最近における中台間のハイレベル接触としては、11月に横浜で開催されたAPECでの連戦元副総統と胡錦濤主席との会談(13日午前)がある。連戦元副総統は馬英九政権成立以後、APECの首脳代表を務めること3回目となった。過去に代表として派遣された人物と比較しても現役時代の政治的地位は最も高い。ただ、この会談は通常APECを舞台に開催される首脳会談とは趣が異なる。まず双方の肩書は連戦氏が中国国民党名誉主席であり、胡錦濤氏が中国共産党総書記であった。あくまでも国の代表同士で会うのではないことの意味表明である。また、首脳会談は通常では外相が同席するものだが、今次会談では中国側が国務院台湾事務弁公室の王毅主任や中共中央弁公室の令計画主任らが同席した。一方、台湾側は中信金控の辜濂松理事長、華南銀行の林明成理事長ら企業家が同席した。会談の内容としては胡総書記が、第12次五ヵ年規画を中国が制定後、中台間の協力空間はさらに拡大するとの見方を示した¹¹。

来年はアメリカで開催予定のAPECもおそらく連戦氏が代表を務めるものと予想されるが、その後はさらに政治的に地位の高い人物の派遣を台湾側は目指していくものと思われる。それを実現させるためには、中台関係が今まで以上に緊密化していなければならない。あくまでもそれを前提とした上での話となるが、連戦元副総統を政治的に超えるとなると、現職の副総統あるいは行政院院長でなくてはならない。このような地位の人物のAPECの参加を中国が認めるかどうかについては、かなり悲観的にならざるを得ないのが現状ではないだろうか。

(2) 日程が定まらない第6回両会トップ会談

12月に開かれる予定の第6回海基会・海協会トップ会談だが、12月6日の時点で、まだ正式な日時がアナウンスされていない。12月2日付の台湾紙では16～17日前後に台北で開催（主たる議題は兩岸投資保障協議）見込みとの報道も流れた¹²。しかし3日、中国国务院台湾事務弁公室の徐莽経済局長は、同協議が順調に進展しない可能性と、その場合は段階的に協議を完成させていくこともありうると言及し、トップ会談の時期についても12月第2週に具体的になると表明するにとどめている¹³。

4. 尖閣問題に対するアメリカと台湾の対応

9月7日、我が国の領土である尖閣諸島魚釣島周辺の領海内で、中国の漁船が、警備する海上保安庁の巡視船2隻に次々と衝突する事件が発生した。船長と乗組員14名が船体とともに確保され、事件発生から約半日後、海上保安庁は船長を公務執行妨害で逮捕した（のち処分保留のまま釈放）。これに対し、中国側が猛烈な抗議を行った結果、日中関係がこじれる事件があった。10月号の本誌には拙稿の掲載がなかったので、本号で同事件にかかわるアメリカと台湾の対応について確認しておきたい。

(1) 中国の海洋戦略を牽制するアメリカ

アメリカが尖閣諸島に関わる事件で、今回日本を強く支持するメッセージを世界に向けて発した背景には、南シナ海における中国のプレゼンスの高まりに対する警戒感があったものと思われる。

7月のASEAN地域フォーラム（ARF）で、クリントン国務長官が、南シナ海の安全航行確保を「米国の国益」と述べ、中国を牽制した¹⁴。また、8月11日から米越両軍がベトナム中部のダナン沖で、搜索救助などの合同軍事訓練を行った¹⁵。搜索救助訓練は軍事訓練といっても、もっとも下

のレベルのもので、これができるからといって、共同の軍事行動がとれるというわけでは全くない。しかしながら、南シナ海で勢力を伸ばそうとする中国に対し、米越が共同するという意志を示す意味は小さくはない。

中国への警戒は、南シナ海に続き今回の事件でも日米安保条約第5条の再確認という形で国際的に示される形になった。

8月16日、アメリカ国務省のクローリー次官補（広報担当）は、記者会見で①尖閣諸島は日本の施政下にある、②日米安保条約第5条は日本の施政下にある領域に適用される、との見解を表明したうえで、「条約が尖閣諸島に適用されるかと問われれば、そうだ」と明言した¹⁶。さらにクローリー次官補は9月14日にも「日中間の対話によって平和的に解決されることを望む。ただ、日米同盟はアジアの安全保障と平和のための礎石だ」と日米同盟に言及した¹⁷。

9月23日、前原外相がクリントン国務長官とのニューヨークで初の日米外相会談に臨んだ。前原外相が、米国による日本の防衛義務を定めた日米安保条約第5条が尖閣諸島に適用されるとする米政府の見解に謝意を表明すると、クリントン氏は「安保条約は明らかに適用される」と応じた¹⁸。

9月28日、来日中だったグレグソン米国防次官補（アジア・太平洋担当）は、同事件に関し「日本の対応を全面的に支持する」と言明するとともに、尖閣諸島の帰属に関しては①1972年に沖縄県と一緒に日本に復帰した。②現在も日本の施政下にある、などと発言した¹⁹。

また、日米は12月3日から8日間の日程で統合演習を開始した。1986年度から始まった同演習は2年ごとに実施していて今回で10回目を数えるが、今回は過去最大の規模である。米韓合同軍事演習を終えた米原子力空母ジョージ・ワシントンも加わるほか、韓国軍が初めてオブザーバー参加した。東アジア情勢が緊迫化するなかで日米

韓連携の強化に資する演習であると、北澤防衛大臣も記者に答える形で肯定している²⁰。今次演習は日米あわせて4万4500人の人員（うち陸海空自衛隊から約3万4000人）、艦艇が日本から約40隻、アメリカから20隻、航空機は日本から約250機、アメリカから150機が参加する。この規模は12月1日に終了した米韓合同軍事演習の6倍の人員を動員している²¹。

中台関係の動向は、単に中国・台湾双方の事情だけで規定されるものではなく、そこにはアメリカの対中政策が大きく関与している。アメリカの一連の行動は、アメリカは、北朝鮮と中国の行動が東アジアのパワーバランスに影響を及ぼしかねないとの認識に基づき、米中間が日本の尖閣を巡ってぎくしゃくすることや、北朝鮮の警告や中国の懸念表明を無視して米韓合同演習や日米合同演習を予定通り実施することで、牽制を行ったものと考えられる。

ただし、アメリカが中国の海洋戦略を徹底的に阻止しようとするならば、対中関係の極度の悪化を恐れずに台湾に対する武器供与などを進めるという選択肢も理論上はありうる。しかし、それは現実的ではない。アメリカも中国も互いに決定的な対立に陥ることは避けたいと考えているはずであり、アメリカの対台湾武器供与などは従来どおり慎重に行われるだろう。

（2）抑制的な対応をみせた台湾

台湾の行政院海岸巡防署は、「魚釣台」（尖閣諸島の台湾での呼称）は中華民国の領土であること

に違いないと強調しながらも、娯楽漁業管理弁法の規定により、海釣船による操業水域は沿岸から24海里以内とされており、この水域を越えた場合、処罰するとの警告を発している。

その一方で、9月14日に台湾保釣協会の台湾人活動家2人が乗り込んだ「感恩99号」が尖閣諸島に接近して第11管区海上保安本部の巡視船に航行を阻止された際に、抗議船には台湾の行政院海岸巡防署の巡視船5隻が付き添っていた²²。これは先の警告と矛盾するよう見えるが、前者で海巡署が規制しているのは遊漁船である。後者の活動家は漁民である証明書を保持していたため、海巡署は台湾籍の漁民を保護する任務があるとして付き添った形をとったのである。

台湾漁船が阻止された件について、台湾外交部は9月14日「不満を表明し、日本側に抗議した」と発表した²³。中国の国務院台湾事務弁公室も、翌15日には「釣魚島の主権を守ることは台湾同胞を含めた中華民族の長期的、根本的利益につながる」と保釣協会の抗議船出航を擁護する姿勢を強調した²⁴。

なお、野党民進党の蔡英文主席は、台北を訪れた安倍元首相と会見した際に、民進党の基本政策を説明して、①釣魚台（尖閣諸島）の主権は台湾に属する、②争議については平和的・理性的に処理する、③釣魚台問題は、中国と協力して処理することを考慮しない、④双方が対話と協力する方式で、漁業権と天然資源開発の問題を処理することを希望する、と述べている²⁵。

¹ 外交部による活路外交の自己評価については、門間理良「台湾の動向（2010年10～11月） APEC参加者に見られる台湾の限界」『東亜』No.522（財団法人霞山会、2010年12月号）を参照されたい。

² 台湾総統府「馬英九総統、中華民国建国99年国慶節祝辞」（2010年10月10日）『台湾週報』（電子版）（2010年10月13日）。

³ 行政院大陸委員会「陸委会の賴幸媛・主任委員が台湾の国民の核心的利益について語る」（2010年10月2日）『台湾週報』（電子版）（2010年10月4日）。

⁴ 江啓臣行政院新聞局長「兩岸平和と台湾発展の黄金時代を切り開く」（2010年10月10日）『台湾週報』（電子版）（2010年10月）。

12日)。

- ⁵ 序列明示の例としては、故趙紫陽総書記には、軍事委員会第一副主席の地位を与えられていた。
- ⁶ しかしながら、胡錦濤総書記が絶対的な権力を握っているというわけではない。総書記は党中央常務委員の中の比較第1位と捉えるべきである。
- ⁷ 毛里和子『新版 現代中国政治』(名古屋大学出版会、2004年)183頁。
- ⁸ なお、安倍内閣の時代(2007年)には、首相官邸の司令塔機能の強化を狙って日本版NSC創設を目指した「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。現在の安全保障会議の審議事項は、国防の基本方針、武力攻撃事態等への対処、周辺有事への対応等といった限定された事項とされているが、同改正案では、国家安全保障会議の審議事項を国家安全保障に関する幅広い事項(①国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針、②総理が必要と認める国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策に関する重要事項、③総理が必要と認める重大緊急事態への対処に関する重要事項)に拡大している。また、総理大臣・外務大臣・防衛大臣及び内閣官房長官の4大臣による審議の仕組みを新たに創設するとともに、恒常的な事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置くこととしていた(川戸七絵「国家安全保障会議と官邸機能強化～安全保障会議設置法等改正案の概要～」『立法と調査』2007年10月、No273、4頁。ネット上から取得)が、ねじれ国会の影響で福田内閣の時代に廃案となった。
- ⁹ 毛里和子、前掲書、173-174頁。なお、国防法全文は以下のHPで中国語全文が確認できる(http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4681.htm)。
- ¹⁰ 「蔡得勝：中國領導人 全是民族主義者」『自由時報』(電子版)(2010年10月21日)。
- ¹¹ 「APEC 連胡會 兩岸合作再加大 胡錦濤並表示、將繼續朝先經後政發展、未來5年將創造更多機遇」『工商時報』(電子版)(2010年11月14日)。中国は2005年から「五カ年計画」を「五カ年規画」に呼称を改めている。この経緯及び五カ年規格の内容については、高橋博「チャイナラビリンス 77 五中全会と温家宝批判」『東亜』No519(2010年9月号)が詳しい。
- ¹² 「6次江陳會 敲定台商徵收補償 12月16、17日左右在台北舉行、兩岸投資保障協議可望獲得具體進展」『工商時報』(電子版)(2010年12月2日)。
- ¹³ 「投保協議今年難產 國台辦：將分段完成」『工商時報』(電子版)(2010年12月4日)。
- ¹⁴ 「尖閣有事には安保適用 米政府」『読売新聞』(2010年9月18日)。7月のARFにおけるアメリカと中国の対立については、濱本良一「南シナ海問題で再び米中に軋轢」『東亜』No519(2010年9月号)が詳しい。
- ¹⁵ 「米・ベトナム軍 中国にらみ連携 南シナ海で合同演習」『読売新聞』(2010年8月13日)。
- ¹⁶ 「中国漁船衝突 米『尖閣は安保対象』組織的な事件と警戒」『産経新聞』(2010年9月17日)。
- ¹⁷ 「尖閣有事には安保適用 米政府」『読売新聞』(2010年9月18日)。
- ¹⁸ 「米長官、日中対話期待 日米外相会談『尖閣は安保対象』」『朝日新聞』(2010年9月24日)。
- ¹⁹ 「普天間移設 来年初め決着めざす 米国防次官補 尖閣衝突『日本を支持』」『日本経済新聞』(2010年9月29日)。
- ²⁰ 防衛省「大臣会見概要」(2010年12月3日)(電子版)。
- ²¹ 「日米演習開始 中国の海洋戦略けん制」『日本経済新聞』(2010年12月4日)。
- ²² 「台湾漁船引き返す 尖閣沖 領海手前まで接近後」『読売新聞』夕刊(2010年9月14日)。
- ²³ 「尖閣漁船衝突 中国が抗議強化」『毎日新聞』(2010年9月15日)。
- ²⁴ 「尖閣で中国 先鋭化 日本人へ嫌がらせ30件」『産経新聞』(2010年9月16日)。
- ²⁵ 「小英會安倍：釣魚台問題 不與中合作」『自由時報』(電子版)(2010年11月2日)。

読者の皆様へ

本号をもって一身上の都合により、私の連載を終了させていただきます。2005年2月15日号(No.724)より、当初は『交流』の発行に合わせて月2回、その後は月刊化によって月1回、分担執筆に伴い隔月というように執筆の頻度は変化しましたが、5年にもわたり連載を続けさせていただきました。これも読者の皆様の御支持のおかげと心より感謝いたしております。また、連載開始を決断してくださった松倉浩司専務理事と台北勤務時代からご指導いただいている井上孝専務理事にも感謝いたします。

なお、後任の松本充豊先生は台湾政治に詳しい気鋭の研究者です。私以上に質の高い動向を提供してくださるものと確信しておりますので、引き続き「台湾海峡をめぐる動向」をお引き立てくださいますようお願い申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。

門間理良

戦争と平和記念公園

(財) 交流協会 台北事務所総務部長 堤 尚広

「台湾出身であるが、日本統治時代に日本兵として南洋に出征し、戦後、国民軍（中国国民党の軍隊）兵士として国共内戦を戦い、更に人民解放軍（中国共産党の軍隊）兵士となって朝鮮戦争を戦った人々がいる」。このような話を、確か昨年、台湾協会の齋藤毅理事長と三宅教雄評議員から伺いました。あまりに衝撃的な話であったので、強く印象に残りました。本年になって二度ほどこの公園を訪れる機会がありました。元日本兵の物語については、インターネット上にも少なからず文章が掲載されており、また敏感な部分があるので、かなり迷いましたが、やはり日台交流にご関心の強い、「交流」の読者の皆様にもご紹介したいと思い、本稿を書きました。

高雄市街の西側には、旗津という長さ 11 キロ幅 200 メートルの砂州があります。旗津のほぼ中央に「戦争と平和記念公園」があります。この施設は、日本兵となり、国民軍兵士となり、更には人民解放軍兵士となり、ついには故郷に帰らなかった、台湾出身の無名戦士を弔うために建てられた施設です。敷地内は公園になっており、無名戦士記念碑などいくつかの記念碑と資料館があります。資料館の外壁には、三人の兵士像が描かれており、それはそれぞれ大日本帝国軍、国民政府軍、人民解放軍の軍人なのだそうです。

「無名戦士記念碑」によれば、1945 年に日本が無条件降伏し、翌年台湾に進駐した国民政府軍が、陸軍兵員の補充、日本から軍艦を接収するのに必要な人材を得るために台湾各地において、約 1 万 5 千人の台湾人子弟を国府軍に集めた（2003 年の国防部の調査によれば、多くとも 2000 名以下と

される）。その後彼らは中国東北部や河北の前線に投入され、大部分が死亡し、残ったものは、共産軍の捕虜となったり、投降したりした。無事台湾に帰還したものは数百人のみであったとあります。また、同碑には、政府による無名戦士の存在確認、追悼、顕彰、慰問などが行われないうち、この血涙滲む歴史を記念し、慰霊するために、この公園を作ったことなどが記されています。

この碑文は、全国前國軍台湾老兵遺族協會創會理事長を務めた許昭榮氏によるものです。許氏は、昭和 3 年屏東縣で生まれ、日本海軍台湾特別志願兵となり、大戦後、国民政府海軍の台湾技術員兵として国境内戦に参加されました。後に、中国において、中国大陸から戻れないままの台湾籍元兵士を訪ね、またその資料収集に奔走されました。この戦争と平和記念公園は、許氏と同氏を支持した人々の尽力によって、2004 年に設立されました。許氏は、2008 年 5 月 20 日、歴代の台湾籍軍人軍属老兵に対する政府の扱いに抗議して、この公園の無名戦士記念碑の前で焼身自殺により亡くなりました。

先の大戦において、20 万人を超える台湾住民が旧日本軍の軍人軍属として動員され、南方その他の地域において多数が死亡し、傷病を負いました。当時、台湾は大日本帝国の一部でありましたので、「台湾住民」は当時日本国民でした。しかし、敗戦によって日本は台湾を放棄し、「台湾住民」も日本国籍を失いました。このことだけでも、日本に対する台湾の人々が複雑な感情をもっておられるかも知れないと推察するに十分な理由であろうと思います。また、台湾の社会において、国家や主権

といった問題が非常に頻繁に取り上げられ、また、極めて敏感な問題であることに対して、我々日本人も無関心ではいられないと感じます。

この公園を訪れて、日本と台湾の間にある、言葉では表現できないほどの、とてつもなく深い歴史のつながりと断絶を実感させられました。無名戦士記念碑の先には青い大海原が広がっており、正面は台湾海峡に、そして左の遠方はバシー海峡へとつながっています。ここに眠る御霊の安らかならんことを衷心よりお祈りいたします。

〈補足〉日本政府が台湾兵日本兵（軍人軍属）に対して実施した財産権・請求権に関連に関する事業として、次のものがあります。

(1) 昭和 63 年から平成 7 年までの間に旧日本軍人・軍属であった戦傷病者で著しく重度の障害に

ある本人もしくはその遺族に対し、弔慰金又は見舞金 200 万円を支給しました。累計で、592 億 9 千万円が支払われました。

(2) 平成 7 年から平成 12 年までの間、旧日本軍人・軍属の未支給給与、郵便貯金、簡易保険、郵便年金などのいわゆる確定債務について、当時の債務額の 120 倍の金額を支払いました。支払い総件数は、27 万件、支払い総額は 128 億円です。

〈補足〉戦争と平和記念公園（戦争與和平記念公園）の住所は、高雄市旗津區旗津二路 701 號（風車公園の隣）です。また、この公園の基本情報は、こちらにあります。（中国語）。

<http://peace.khcc.gov.tw/internet/topic/about.htm>

編集後記

記録的な猛暑が終わりさわやかな秋の到来を楽しむ間も無く一挙に冬を迎えた今年の日本。スポーツの秋を待っていた人々は肩透かしを食い、外は寒いので室内で中国（広州）で行われたアジア競技大会を見てスポーツの秋を実感した人も多かったのではなからうか？今まで不振であった男女バレーボール、最近めきめき上り調子の男女サッカー、女子短距離走等々日本勢のメダルラッシュが続き胸を躍らせた。メダル獲得数は中国、韓国そして日本の独壇場であったが、メダルの獲得数は目標達成できなかつたとか。アメリカやアフリカ・ヨーロッパがいない大会でのメダルにどれほどの意味があるのかとさめた見方があるが、長年努力をしてきたアスリート達の苦勞がメダル獲得で報われることは嬉しい限りである。種目数をみると約 50 数種目と多くボーリング、ビリヤード、チェス、囲碁等々と意外な種目があり、アーチェリー、セパタクロー、カバディ、ドラゴンボート等普段目にしない種目があることに驚いたのは私だけでしょうか。

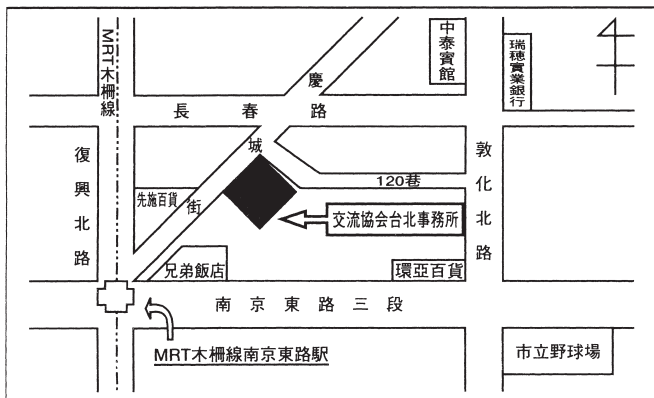
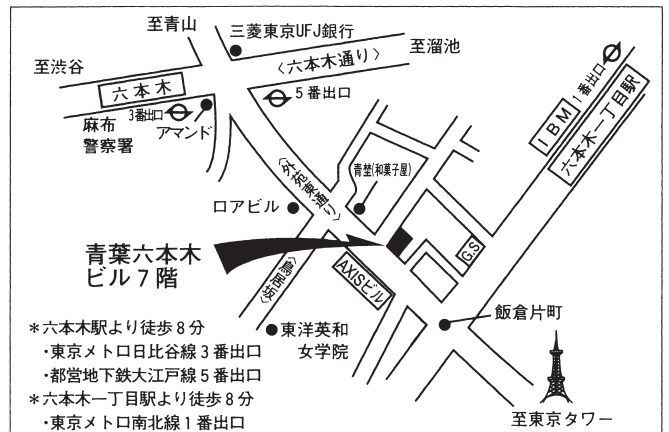
せっかくの機会なのでこの紙面を借り、皆様にはあまりなじみの無いと思われるアーチェリー（10 数年前に 40 の手習いとして始めた）について紹介したい。アーチェリー（洋弓）は、アテネオリンピックで山本選手が銀メダルを獲得して「中年の星」として脚光を浴び以後認知度は上がったが他のメジャーな競技と比べるといまだ競技人口はそれほど多くないスポーツである。競技種類としては、屋内と屋外で行うものとあるが屋外で行うアウトドア・ターゲットアーチェリーについて説明したい。競技は屋外の平坦なグラウンドで、4つの距離（男子：90m、70m、50m、30m）からそれぞれ 36 射の計 144 射、標的の直径は 90・70m 用で 120cm、50・30m で 80cm、どちらも五色の色環帯（中心から黄、赤、青、黒、白）がさらに 10 個の得点帯に分割されます。長距離の的では中心 12.2cm、短距離の的では直径 8 cm の中心円が 10 点、外に向かって 1 点ずつ少なくなり合計 1440 点満点となり、トップクラスではなんと 10 点命中確立 94%ほどの 1350 点台を出します。（ちなみに和弓は、近的 28m で標的 36cm、遠的 60m で標的 100cm。）アーチェリーは、新鮮な空気を吸い、ストレスを解消し、射った弓を自分で取りに行くのでそれなりの距離を歩く（時には走ることもあり。）ため足腰の鍛錬にもなり、また、肉体的にも精神的にも正しいバランスをとることが必要であり、緊張感も連続的なものでなく、緊張と弛緩の反復運動は血行を促進し内臓器官を発達させ美容と健康に繋がるといわれております。また、コンパウンドという滑車の力を利用した弓を使えば、腕力の無い高齢者でも競技可能であり 80 歳アーチャー（競技者）もいます。興味のある方はこれからでも遅くありませんので始めて見てはいかがでしょうか。

アーチェリーは台湾でも盛んで公式規格のアーチェリー場を備えたコテージ風の国際ホテルもあるとの由、機会があれば是非訪れてみたいものである。

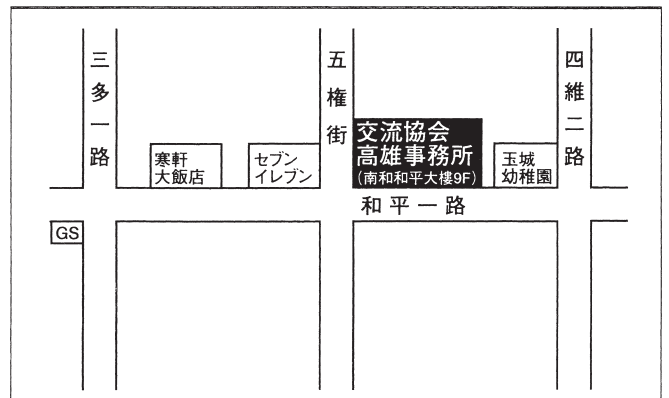
（経理部次長 高橋 準市）

平成22年12月27日 発行
 編集・発行人 井上 孝
 発行所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 財団法人 交流協会 総務部
 電話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>

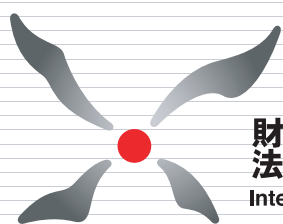
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印刷所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei
 電話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787
 URL http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号
 南和和平大樓9F
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734
 URL http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top



日本と台湾との架け橋
財団法人 **交流協会**
Interchange Association, Japan (IAJ)

